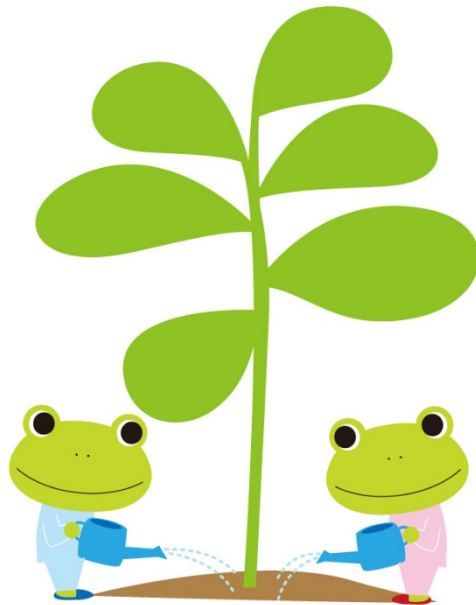


2018年

病院看護職の夜勤・交代制勤務等実態調査

調査報告書



公益社団法人岡山県看護協会

社会経済福祉委員会

目 次

1	病院看護職の夜勤・交代制勤務実態調査の概要	1
2	調査結果と考察	
1)	回答者の状況【問1～3】	2
2)	夜勤・交代制勤務の状況【問4】	6
(1)	三交代制	7
(2)	二交代制	14
3)	勤務編成の基準【問5】	20
4)	夜勤の実施体制について	
(1)	夜勤手当【問6】	27
(2)	夜勤免除【問7】	30
(3)	夜間保育【問8】	33
(4)	夜勤負担軽減につながる制度・取り組み【問9】	34
(5)	手当・賞与等【問10】	35
(6)	夜勤可能にするために影響が大きいもの【問11】	35
5)	夜勤・交代制勤務に関する支援や教育【問12】	36
3	まとめ	39
4	(参考資料) 調査依頼文書・調査用紙	

病院看護職の夜勤・交代制勤務実態調査の概要

2019年4月に働き方改革推進関連法が施行され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置が講じられるようになった。夜勤・交代制勤務がある看護職は、健康で安全に働き続けられるための職場環境改善が必要である。子育て支援が進む中、夜勤ができる人の確保が難しくなっており、夜勤環境についての早急の対策が求められている。

そこで、岡山県内病院の夜勤・交代制勤務の実態を調査した。

I 調査目的

岡山県内の病院に勤務する看護職の夜勤・交代制勤務の実態を把握し、健康に働き続けられる職場環境改善のための資料とする。

II 調査方法および対象

1. 調査方法

岡山県内の交代制勤務を実施している病院の看護管理者に依頼状、調査用紙、返信用封筒を郵送した。看護管理者に交代制勤務の勤務表を作成している看護師長またはそれに相当する職位の人に調査用紙に記入してもらい、病院ごとに取りまとめて返送してもらった。

2. 調査対象： 岡山県内 151 病院に 690 部配布した

3. 調査実施期間：平成 30 年 10 月 1 日～10 月 25 日

4. 回収状況：472 部（回収率 68.4%）

5. 調査内容：回答者の属性、所属看護単位の夜勤・交代制勤務の状況、勤務編成の基準、夜勤免除者の状況、夜勤・交代制勤務への支援や教育

6. 倫理的配慮

本調査は無記名であり、施設や個人が特定されることはないこと、データは厳重に管理し、統計的に処理し、集計・分析後は廃棄すること、結果については報告書を作成し、ホームページ等で報告することを依頼状に記した。また、この調査は岡山県看護協会理事会で審議し承認された。

1. 対象者自身の状況

1) 年齢と性別

対象者の年齢構成は、「20代」0.4%、「30代」3.6%、「40代」34.1%、「50代」51.4%、「60代」9.3%、「70代」0%であった。

対象者の性別構成は、「女性」が94.1%、「男性」が5.3%であった。

表1 対象者の年齢構成

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計
人数(人)	2	17	161	244	44	0	4	472
(%)	0.4%	3.6%	34.1%	51.4%	9.3%	0.0%	0.8%	100%

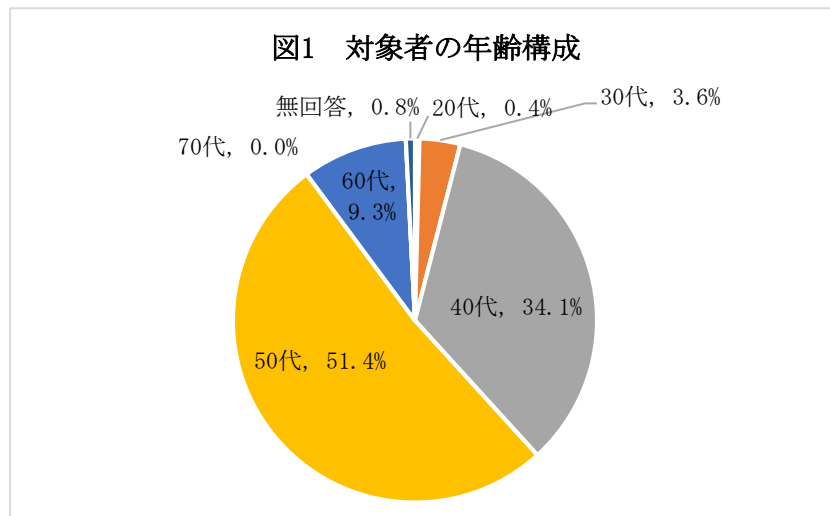
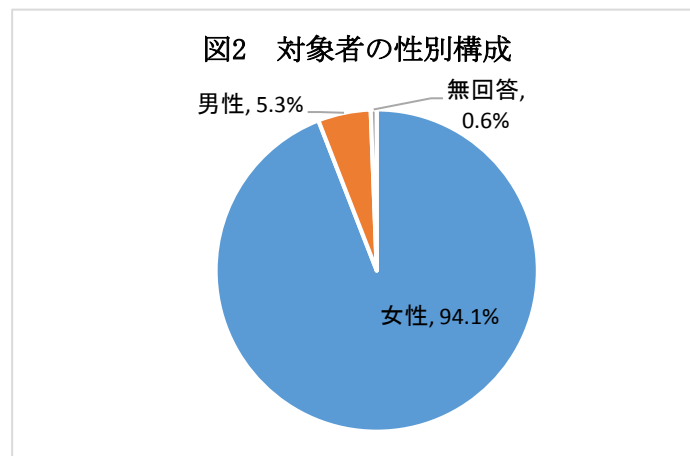


表2 対象者の性別構成

	人数(人)	(%)
女性	444	94.1%
男性	25	5.3%
無回答	3	0.6%
合計	472	100%



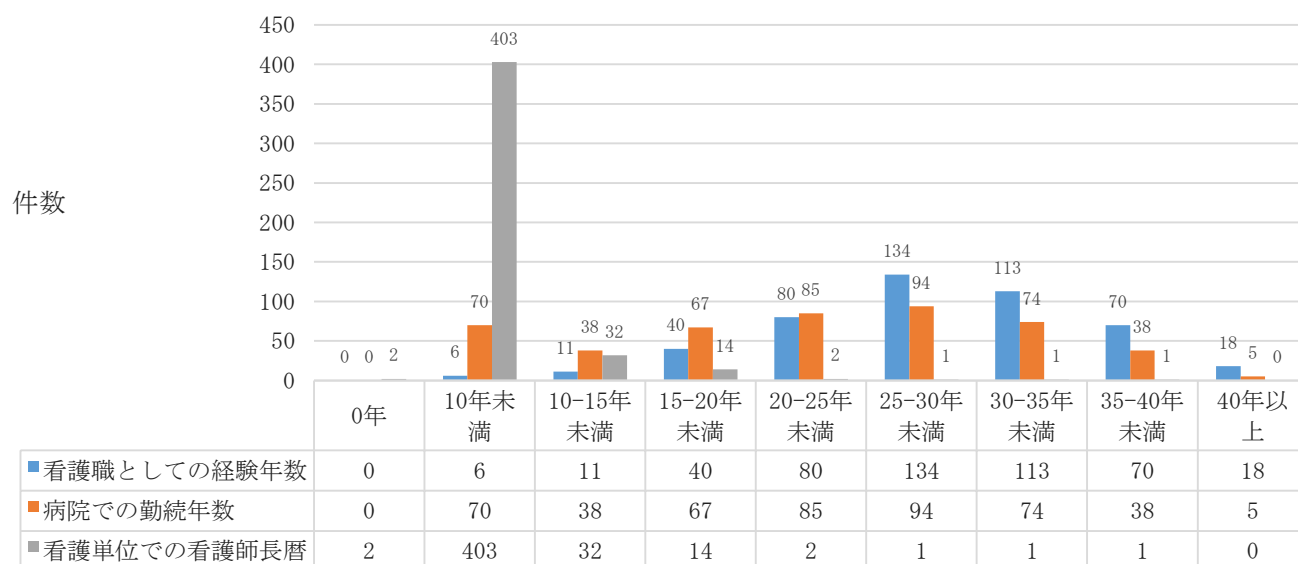
2) 経験年数・勤続年数について

看護職としての経験年数、現在の病院での勤続年数、現在の看護単位での看護師長歴を、年齢階級別に示した。(2018年9月末現在)

表3 経験年数・勤続年数・現在の看護単位での看護師長歴(年齢階級別)

	看護職としての 経験年数	病院での勤続年数	看護単位での 看護師長歴
0年	0	0	2
10年未満	6	70	403
10-15年未満	11	38	32
15-20年未満	40	67	14
20-25年未満	80	85	2
25-30年未満	134	94	1
30-35年未満	113	74	1
35-40年未満	70	38	1
40年以上	18	5	0
無回答	0	1	16
合計	472	472	472

図3 経験年数・勤続年数・現在の看護単位での看護師長歴



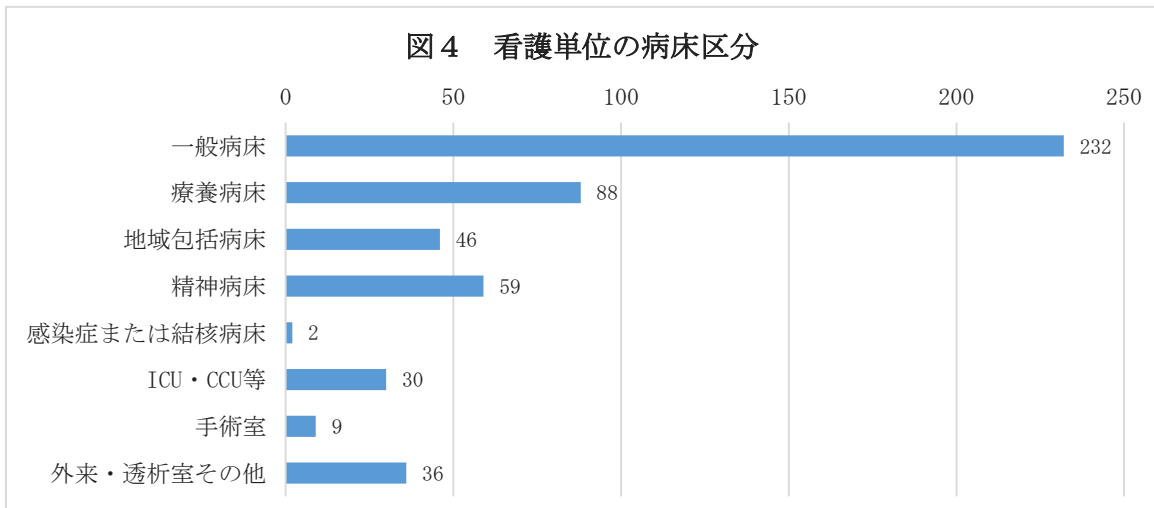
2. 回答者が勤務している看護単位

1) 看護単位の病床区分

最も多かったのは「一般病床」45.8%、次いで「療養病床」17.4%、「精神病床」11.6%、「地域包括病床」9.1%、「外来・透析室等その他」7.1%、「ICU・CCU等」5.9%、「手術室」1.8%、「感染症または結核病床」0.4%であった。(混合病床34を含む)

表4 看護単位の病床区分

病床区分	人数（人）	割合（％）
一般病床	232	45.8%
療養病床	88	17.4%
地域包括病床	46	9.1%
精神病床	59	11.6%
感染症または結核病床	2	0.4%
ICU・CCU等	30	5.9%
手術室	9	1.8%
外来・透析室その他	36	7.1%
無回答	5	1.0%
合計	507	100%

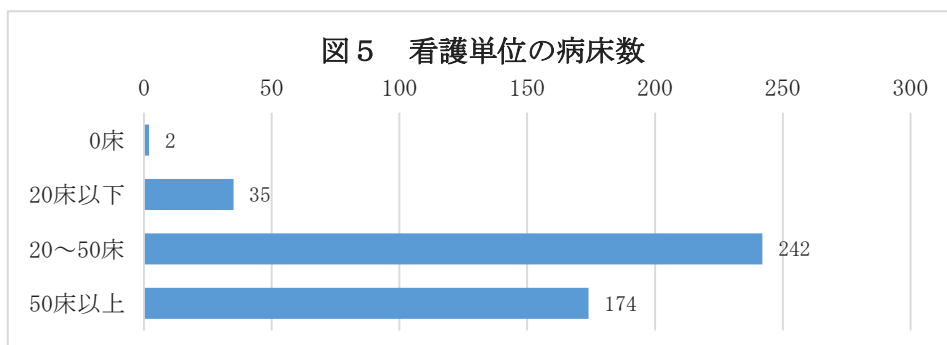


2) 看護単位の病床数

看護単位の病床数は、「20～50床」51.3%が多く、次いで「50床以上」36.9%、「20床以下」7.4%、「0床」0.4%であった。

表5 看護単位の病床数

病床数	0床	20床以下	20～50床	50床以上	無回答	合計
件数	2	35	242	174	19	472
(%)	0.4%	7.4%	51.3%	36.9%	4.0%	100%



3) 看護単位の患者受け入れ状況

看護単位の1日当たりの平均在院患者数、看護単位の平均在院日数、看護単位の1ヶ月当たりの平均入院件数を表6～8に示した。(いずれも期間は2018年7～9月)

表6 看護単位の1日の平均在院患者数

	0人	1～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人以上	無回答	合計
件数	0	59	63	145	109	39	14	43	472
(%)	0.0%	12.5%	13.3%	30.7%	23.1%	8.3%	3.0%	9.1%	100%

表7 看護単位の平均在院日数

	10日以下	11～15日	16～20日	21～30日	31日以上	無回答	合計
件数	86	59	61	28	175	63	472
(%)	18.2%	12.5%	12.9%	5.9%	37.1%	13.3%	100%

表8 看護単位の1ヶ月当たりの平均入院件数

	0件	1～20件	21～30件	31～40件	41～50件	51～60件	61～70件	71～80件	81～90件	91件以上	無回答	合計
件数	24	166	18	24	20	23	22	25	19	81	50	472
(%)	5.1%	35.2%	3.8%	5.1%	4.2%	4.9%	4.7%	5.3%	4.0%	17.2%	10.6%	100%

3. 看護単位の看護職員の状況 (2018年9月15日現在)

看護単位における、看護職員(常勤・非常勤を含み、看護助手・介護職等は含まない)の性別ごとの人数を表9～10に、看護単位での看護職員の平均年齢を表11に示した。

表9 看護単位での女性の人数

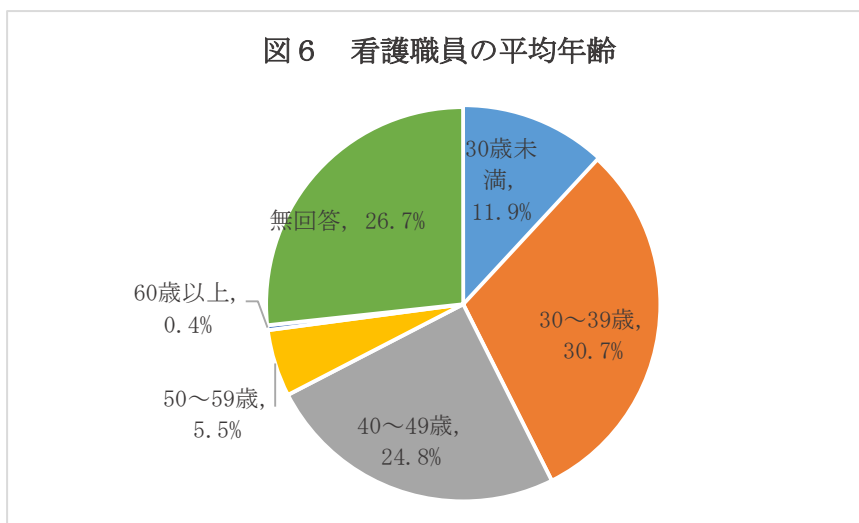
人数	0人	1～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41人以上	無回答	合計
件数	0	46	189	173	44	13	7	472
(%)	0.0%	9.7%	40.0%	36.7%	9.3%	2.8%	1.5%	100%

表10 看護単位での男性の人数

人数	0人	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21人以上	無回答	合計
件数	152	220	31	8	2	0	59	472
(%)	32.2%	46.4%	6.6%	1.7%	0.4%	0.0%	12.5%	100%

表11 看護単位での看護職員の平均年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	無回答	合計
件数	56	145	117	26	2	126	472
(%)	11.9%	30.7%	24.8%	5.5%	0.4%	26.7	100%

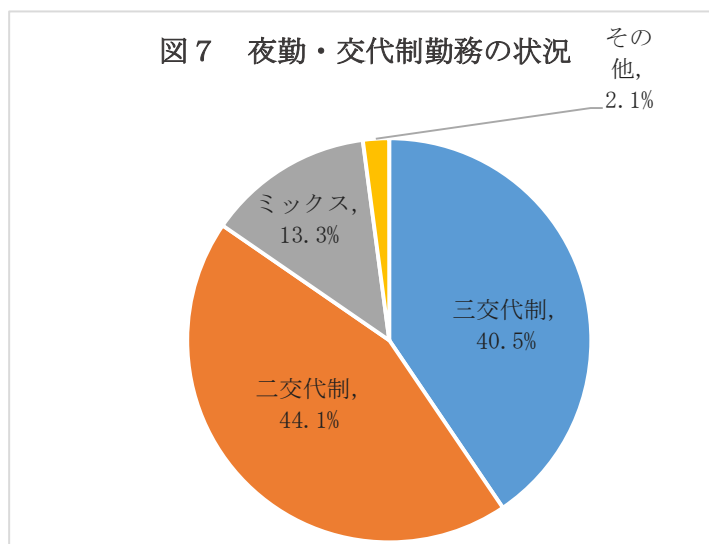


4. 夜勤・交代制勤務の状況

夜勤・交代勤務形態として最も多かったのは、「二交代制」44.1%、次いで「三交代制」40.5%、「三交代制と二交代制のミックス」13.3%、「その他」2.1%であった。

表12 夜勤・交代制勤務の状況

交代制	三交代制	二交代制	ミックス	その他	合計
件数	191	208	63	10	472
(%)	40.5%	44.1%	13.3%	2.1%	100%



<三交代制>

1) 夜勤の規定拘束時間

準夜勤務の拘束時間は、「8時間30分未満」が40.9%、次いで「8時間30分～8時間45分未満」34.0%、「8時間45分～9時間未満」19.0%、「9時間以上」6.1%であった。

深夜勤務の拘束時間は、「8時間30分未満」が34.8%、次いで「8時間30分～8時間45分」31.8%、「8時間45分～9時間未満」21.5%、「9時間以上」が12.0%であった。

表 13 夜勤の規定拘束時間（三交代制）

	時間数	8時間30分未満	8時間30分～8時間45分未満	8時間45分～9時間未満	9時間以上	合計
準夜勤務	件数	101	84	47	15	247
	(%)	40.9%	34.0%	19.0%	6.1%	100%
深夜勤務	件数	81	74	50	28	233
	(%)	34.8%	31.8%	21.5%	12.0%	100%

図 8 準夜勤務の拘束時間(三交代制)

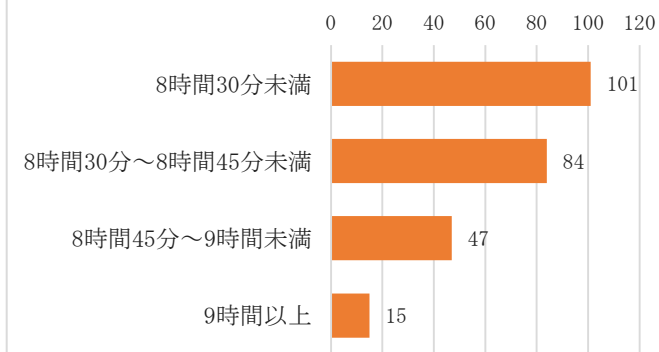
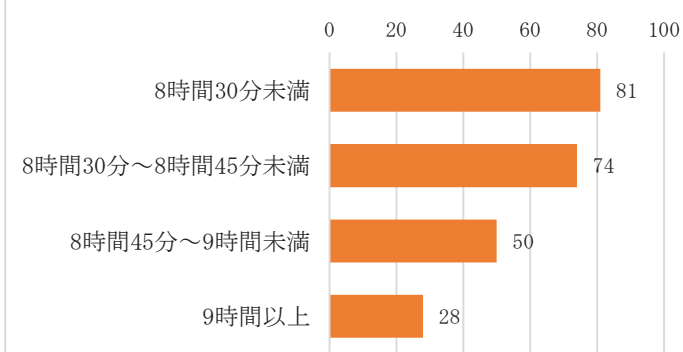


図 9 深夜勤務の拘束時間(三交代制)



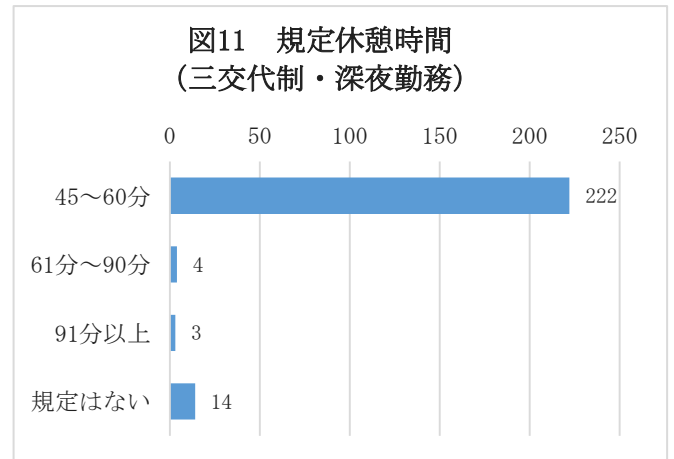
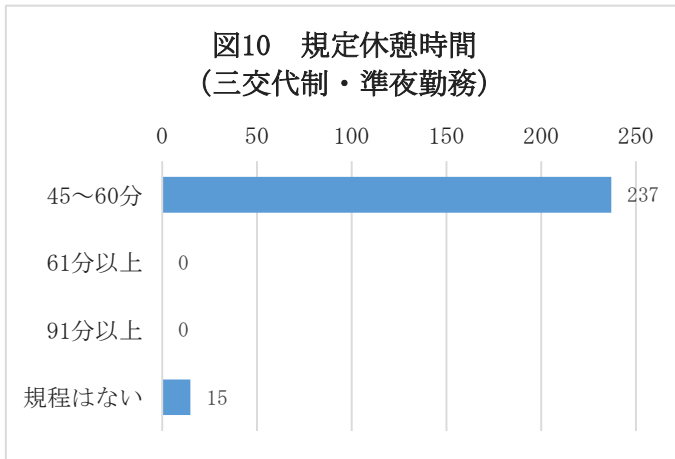
2) 夜勤の規定休憩時間

準夜勤務の規定休憩時間は、「45分～60分」が94.0%と多く、次いで「規定がない」6.0%であった。

深夜勤務の規定休憩時間も同様に、「45分～60分」が91.4%と多く、次いで「規定はない」5.8%、「61分以上」1.6%、「91分以上」が1.2%であった。

表 14 三交代制夜勤の規定休憩時間

	45～60分	61分以上	91分以上	規定はない	合計
準夜勤務	237	0	0	15	252
	(%)	94.0%	0.0%	0.0%	6.0%
深夜勤務	222	4	3	14	243
	(%)	91.4%	1.6%	1.2%	5.8%



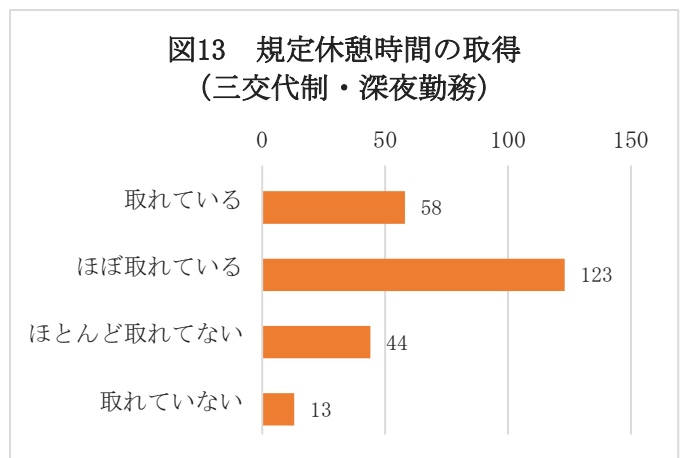
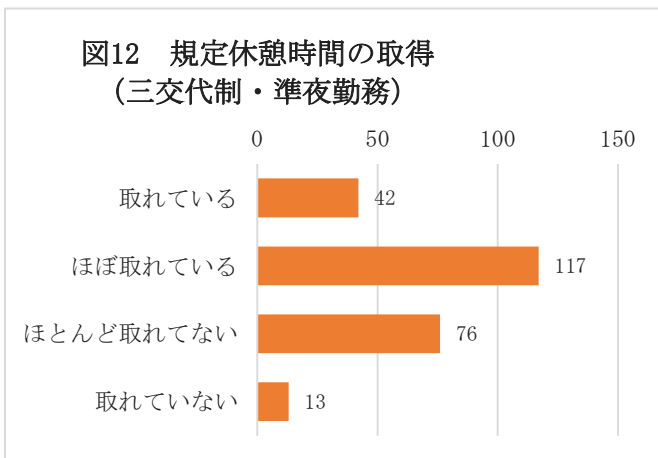
3) 休憩時間の規定通りの取得

準夜勤務での休憩時間は、「ほぼ取れている」が 47.2%、次いで、「ほとんど取れていない」30.6%、「取れている」16.9%、「取れていない」5.2%であった。

深夜勤務は、「ほぼ取れている」が 51.7%と多く、次いで「取れている」24.4%、「ほとんど取れていない」18.5%、「取れていない」5.5%であった。

表 15 規定休憩時間の取得 (三交代制)

	取れている	ほぼ取れている	ほとんど取れていない	取れていない	合計
準夜勤務	42	117	76	13	248
(%)	16.9%	47.2%	30.6%	5.2%	100%
深夜勤務	58	123	44	13	238
(%)	24.4%	51.7%	18.5%	5.5%	100%



4) 1ヶ月の夜勤回数 (2018年9月)

1ヶ月の夜勤回数は、最少回数(表 16)は「4回」18.4%が多く、「2~4回」が全体の50.0%を占めていた。最多夜勤回数(表 17)は、「9回」が22.2%と多く、「8~11回」が全体の59.7%、「12回以上」32.5%と、「8回」以上が全体の92.2%を占めていた。平均夜勤回数(表 18)は、「8回」29.4%が多く、次いで「7回」24.2%で「6回~8回」が全体の65.0%を占めていた。

表 16 1ヶ月の最少夜勤回数(三交代制)

	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上	合計
件数	13	17	40	37	45	24	31	23	7	7	244
(%)	5.3%	7.0%	16.4%	15.2%	18.4%	9.8%	12.7%	9.4%	2.9%	2.9%	100%

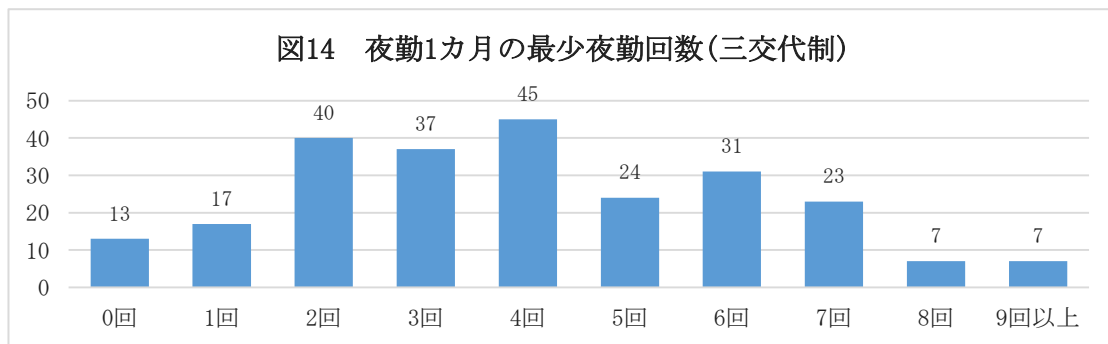


表 17 1ヶ月の最多夜勤回数(三交代制)

	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回以上	合計
件数	1	0	2	1	3	2	6	4	34	54	30	27	79	243
(%)	0.4%	0.0%	0.8%	0.4%	1.2%	0.8%	2.5%	1.6%	14.0%	22.2%	12.3%	11.1%	32.5%	100%

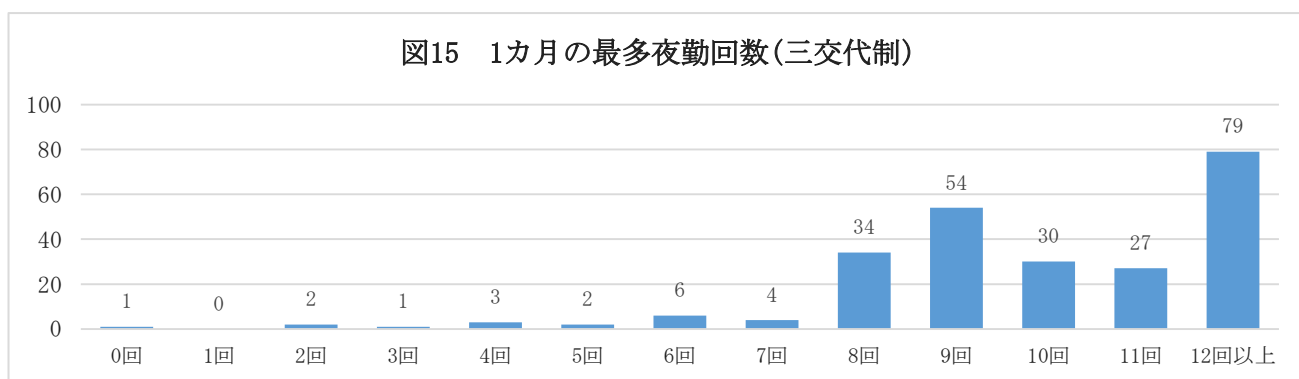
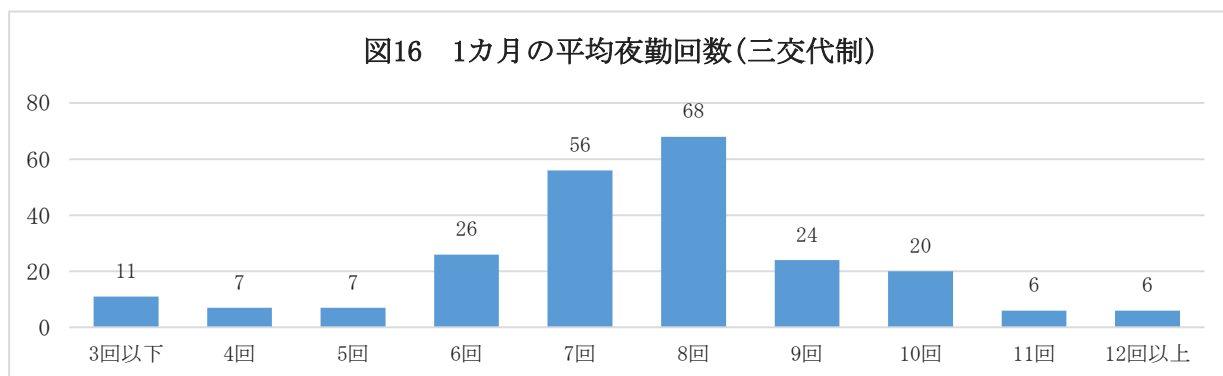


表 18 1ヶ月の平均夜勤回数(三交代制)

	3回以下	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回以上	合計
件数	11	7	7	26	56	68	24	20	6	6	231
(%)	4.8%	3.0%	3.0%	11.3%	24.2%	29.4%	10.4%	8.7%	2.6%	2.6%	100%

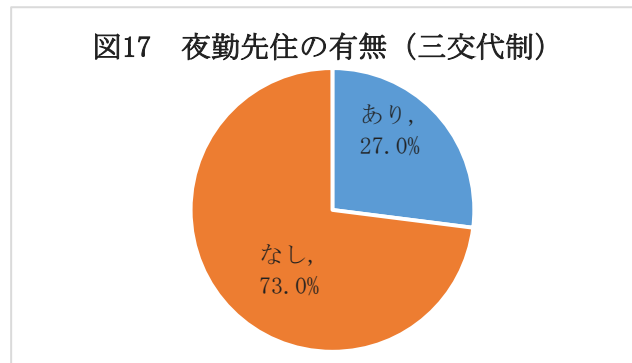


5) 夜勤専従者の有無

夜勤専従者は、「なし」が73.0%で、「あり」27.0%であった。

表 19 夜勤専従者の有無 (三交代制)

夜勤専従者	件数	(%)
あり	67	27.0%
なし	181	73.0%
合計	248	100%

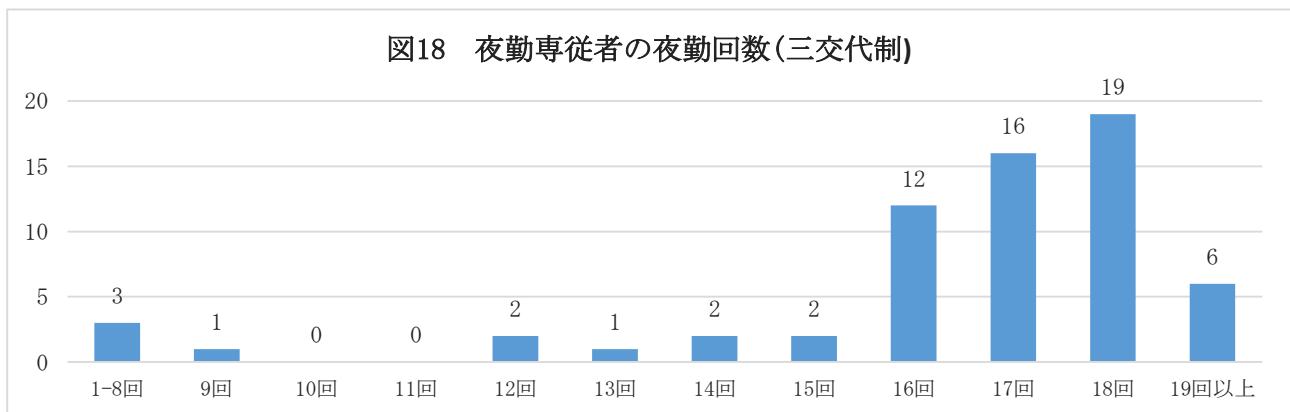


6) 夜勤専従者の夜勤回数 (2018年9月)

夜勤専従者の夜勤回数は、「18回」29.7%、「17回」25.0%、「16回」18.8%「19回以上」9.4%であり、「18回以上」が全体の39.1%であった。

表 20 夜勤専従者の夜勤回数 (三交代制)

	1-8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回以上	合計
件数	3	1	0	0	2	1	2	2	12	16	19	6	64
(%)	4.7%	1.6%	0.0%	0.0%	3.1%	1.6%	3.1%	3.1%	18.8%	25.0%	29.7%	9.4%	100%

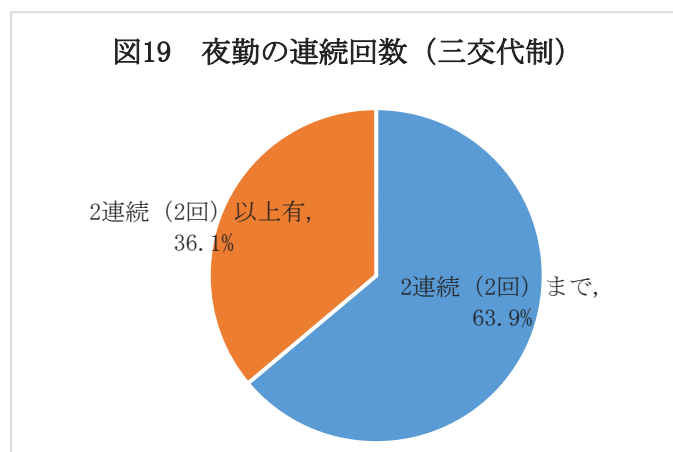


7) 夜勤の連続回数

夜勤連続回数は、「2連続(2回)までとしている」が63.9%、「2連続(2回)以上になることがある」36.1%であった。

表 21 夜勤の連続回数(三交代制勤務)

夜勤の連続回数	件数	(%)
2連続(2回)まで	154	63.9%
2連続(2回)以上有	87	36.1%
合計	241	100%

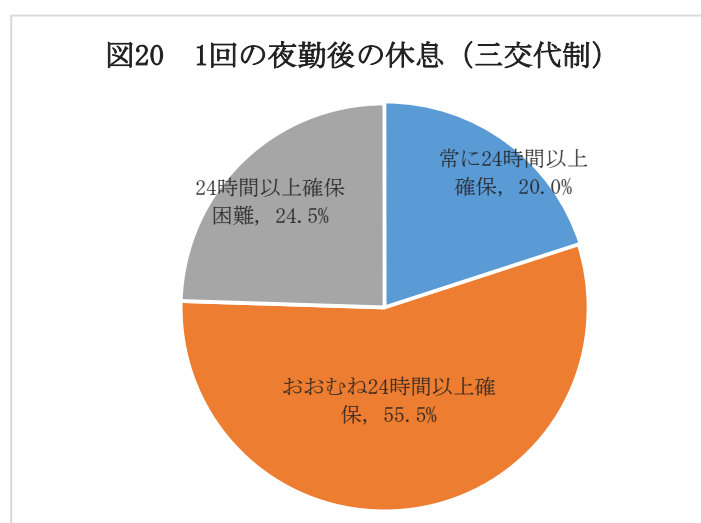


8) 1回の夜勤後の休息

1回の夜勤後の休息は、「おおむね24時間以上の休息を確保している」が55.5%が多く、次いで「24時間以上の休息の確保が難しい」24.5%、「常に24時間以上の休息を確保している」20.0%であった。

表 22 1回の夜勤後の休息(三交代制)

夜勤後の休息	件数	割合 (%)
常に24時間以上確保	49	20.0%
おおむね24時間以上確保	136	55.5%
24時間以上確保困難	60	24.5%
合計	245	100%



9) 勤務と勤務の間隔

勤務と勤務の間隔(表 23)は、「11 時間以下がある」51.6%、「常に 11 時間以上空けている」48.4%であった。

勤務と勤務の間隔が 11 時間以下の回数(表 24)は、「8 回以上」が 69.2%、「2 回以下」9.9%、「3 回」8.8%であった。

表 23 勤務と勤務の間隔(三交代制)

間隔	件数	割合 (%)
常に 11 時間以上	119	48.4%
11 時間以下有	127	51.6%
合計	246	100%

図21 勤務と勤務の間隔 (三交代制)

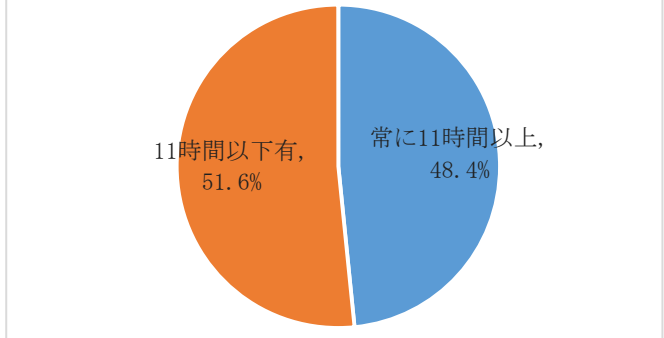
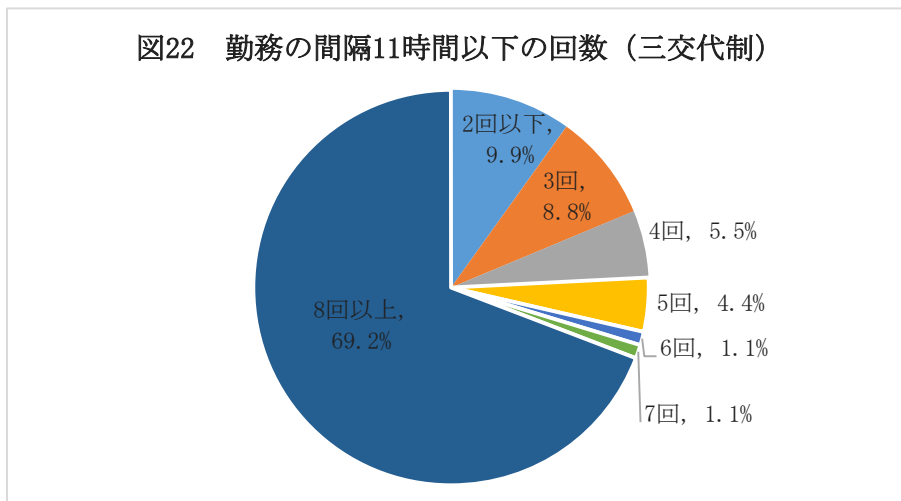


表 24 勤務間隔 11 時間以下の回数(三交代制)

	2 回以下	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回以上	合計
件数	9	8	5	4	1	1	63	91
(%)	9.9%	8.8%	5.5%	4.4%	1.1%	1.1%	69.2%	100%

図22 勤務の間隔11時間以下の回数 (三交代制)



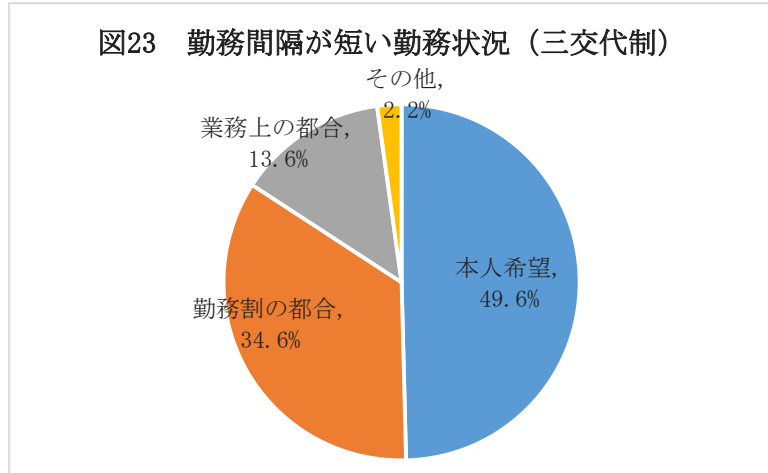
10) 勤務と勤務の間隔が短い勤務 (日勤→深夜等) について

勤務と勤務の間隔が短い勤務 (日勤→深夜等) がある場合のみ、状況を尋ねたところ (複数回答可) 「本人希望」49.6%が多く、次いで「勤務割りの都合」34.6%、「業務上の都合」13.6%、「その他」2.2%であった。

「その他」の内容は、「休日→深夜勤では休日にどこへも出かけられない為」という記載があった。

表 25 勤務間隔が短い勤務（日勤→深夜等）状況（三交代制）

	本人希望	勤務割の都合	業務上の都合	その他	合計
件数	113	79	31	5	228
(%)	49.6%	34.6%	13.6%	2.2%	100%



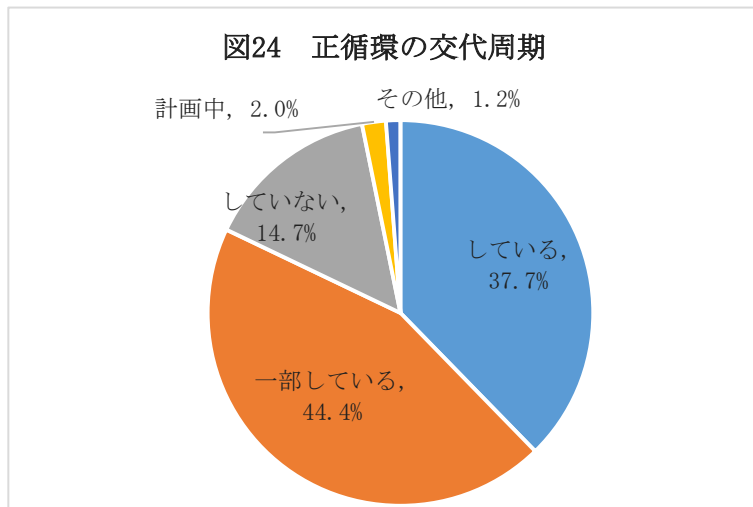
11) 正循環の交代周期について

正循環の交代周期について、「一部している」が 44.4%、「している」37.7%、「していない」14.7%、「計画中」2.0%であった。

（正循環とは、勤務開始が前日より遅い時間となるシフトのことで、日勤→準夜、深夜→日勤、準夜→休み→深夜等である）

表 26 正循環の交代周期

	している	一部している	していない	計画中	その他	合計
件数	95	112	37	5	3	252
(%)	37.7%	44.4%	14.7%	2.0%	1.2%	100%



<二交代制>

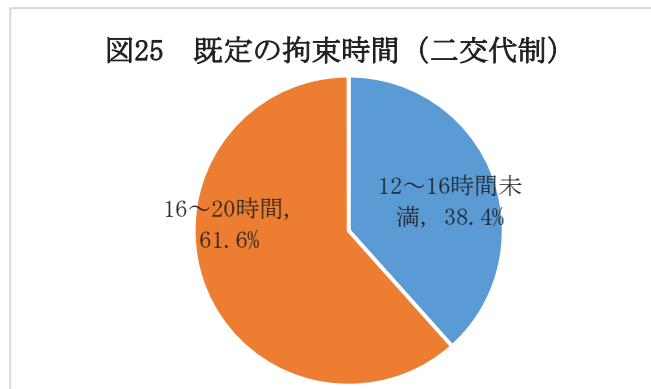
1) 夜勤の規定拘束時間

夜勤の拘束時間は、「16～20 時間」が 61.6%、「12～16 時間」38.4%であった。

表 27 規定の拘束時間(二交代制)

拘束時間	件数	割合 (%)
12～16 時間未満	104	38.4%
16～20 時間	167	61.6%
合計	271	100%

図25 既定の拘束時間 (二交代制)



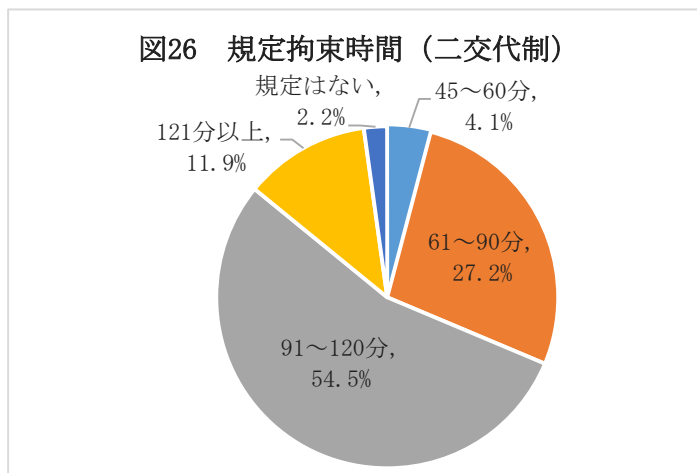
2) 夜勤の規定休憩時間 (仮眠を含む)

規定休憩時間は「91～120 分」が 54.5%と多く、次いで、「61～91 分」27.2%、「121 分以上」11.9%、「45～60 分」4.1%、「規定はない」2.2%であった。

表 28 規定休憩時間(二交代制)

	45～60 分	61～90 分	91～120 分	121 分以上	規定はない	合計
件数	11	73	146	32	6	268
(%)	4.1%	27.2%	54.5%	11.9%	2.2%	100%

図26 規定拘束時間 (二交代制)

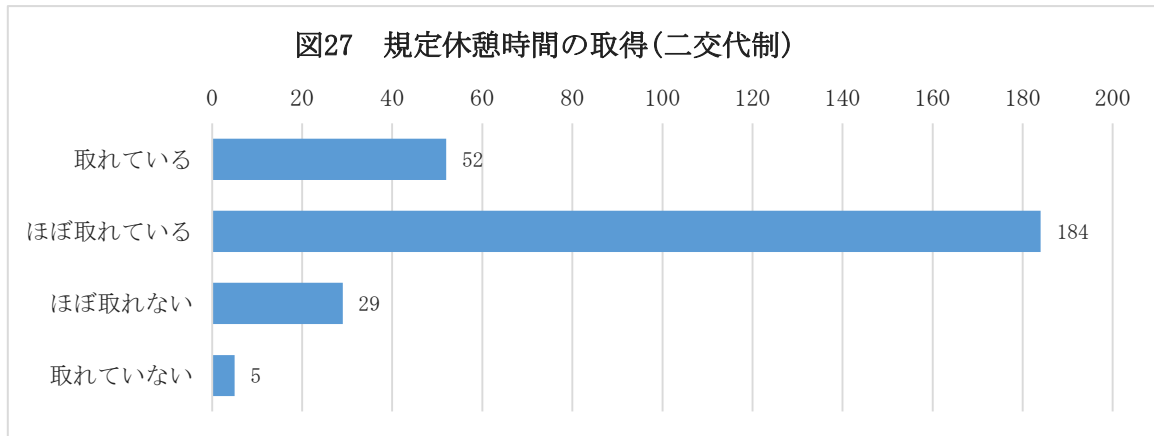


3) 休憩時間の規定通りの取得

休憩時間については、「ほぼ取れている」68.1%が最も多く、次いで、「取れている」19.3%、「ほぼ取れていない」10.7%、「取れていない」1.9%であった。

表 29 規定休憩時間の取得(二交代制)

	取れている	ほぼ取れている	ほぼ取れない	取れていない	合計
件数	52	184	29	5	270
(%)	19.3%	68.1%	10.7%	1.9%	100%



4) 1か月の夜勤回数 (2018年9月)

1か月の夜勤回数は、最少回数(表30)は「2回」が32.9%、「1回」「4回」16.3%、「3回」12.4%、「6回以上」10.9%、「0回」8.1%であった。最多夜勤回数(表31)は、「7回以上」が43.4%と最も多く、次いで「6回」25.4%、「5回」19.5%と、「5回以上」が全体の88.3%を占めていた。平均夜勤回数(表32)は、「4回」が33.3%と最も多く、次いで「8回以上」が21.5%、「5回」14.3%、「3回」11.4%の順であった。

表30 1ヶ月の最少夜勤回数(二交代制)

	0回	1回 (0.1-1.9)	2回 (2.0-2.9)	3回 (3.0-3.9)	4回 (4.0-4.9)	5回 (5.0-5.9)	6回 以上	合計
件数	21	42	85	32	42	8	28	258
(%)	8.1%	16.3%	32.9%	12.4%	16.3%	3.1%	10.9%	100%

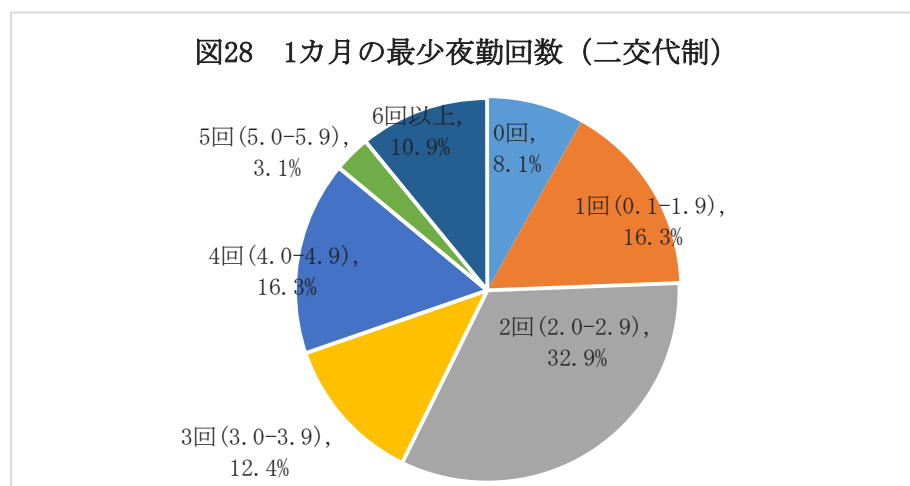


表31 1ヶ月の夜勤最多回数(二交代制)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	合計
件数	2	4	7	17	50	65	111	256
(%)	0.8%	1.6%	2.7%	6.6%	19.5%	25.4%	43.4%	100%

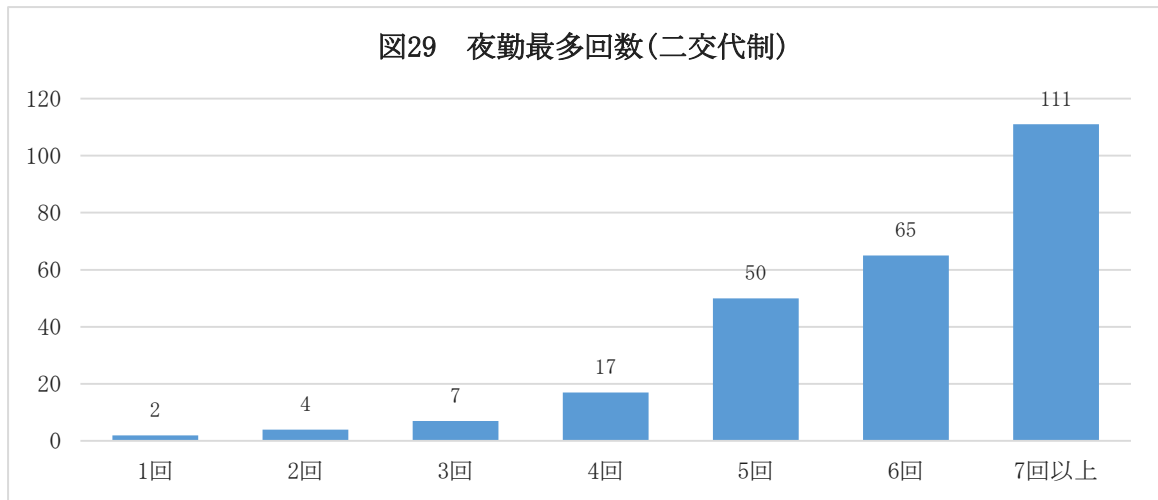
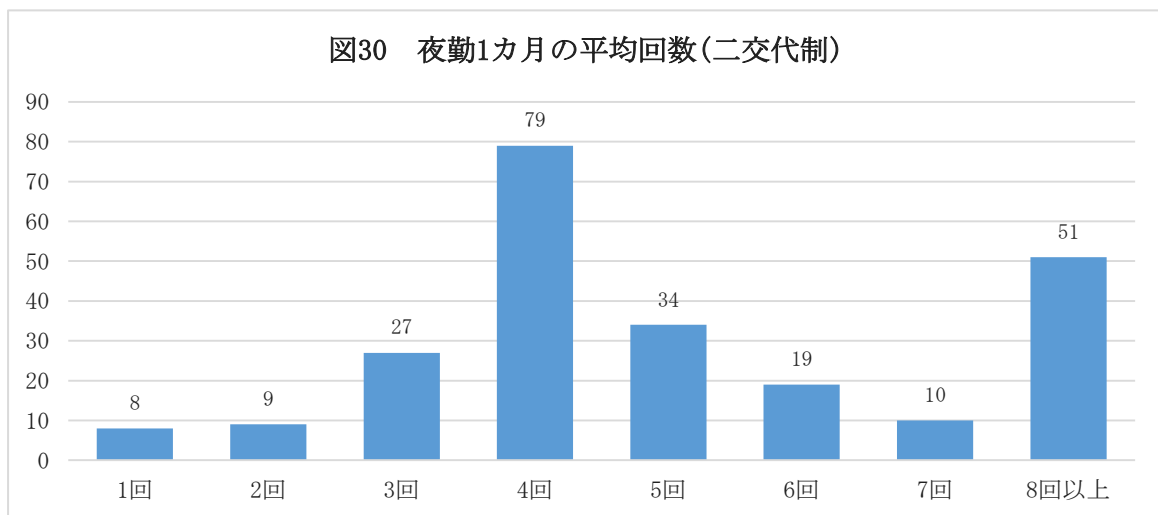


表 32 夜勤 1 か月の平均回数(二交代制)

	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回以上	合計
件数	8	9	27	79	34	19	10	51	237
(%)	3.4%	3.8%	11.4%	33.3%	14.3%	8.0%	4.2%	21.5%	100%



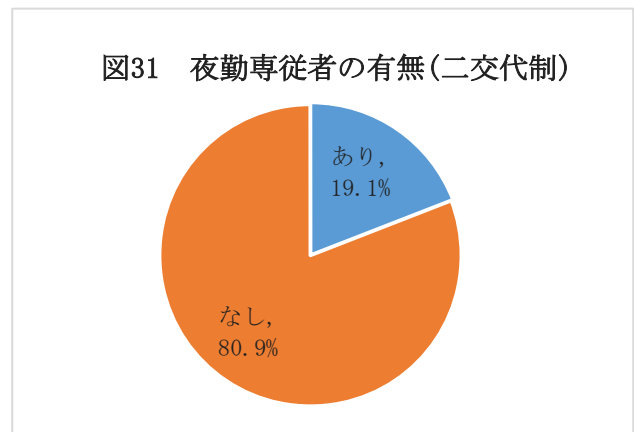
5) 夜勤専従の有無

夜勤専従者は、「なし」が80.9%、「あり」が19.1%であった。

表 33 夜勤専従者の有無(二交代制)

	件数	(%)
あり	51	19.1%
なし	216	80.9%
合計	267	100%

図31 夜勤専従者の有無(二交代制)



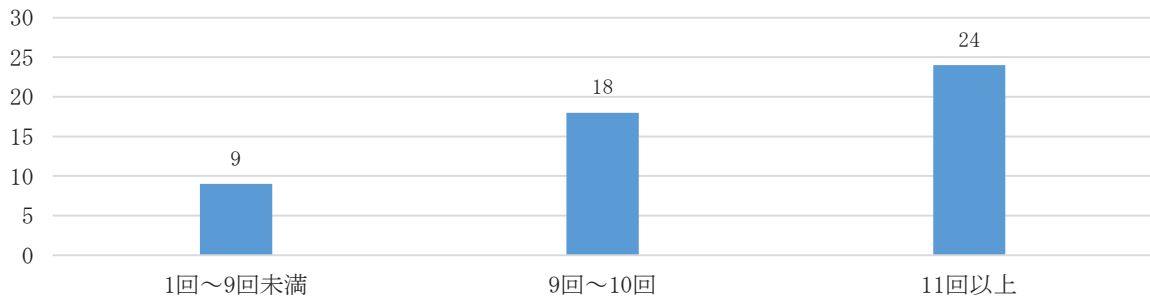
6) 夜勤専従者の夜勤回数 (2018年9月)

夜勤専従者の夜勤回数は、「1回以上9回未満」17.6%、「9回～10回」35.3%、「11回以上」47.1%であった。

表 34 夜勤専従者の夜勤回数(二交代制)

回数	1回～9回未満	9回～10回	11回以上	合計
件数	9	18	24	51
(%)	17.6%	35.3%	47.1%	100%

図32 夜勤専従者の夜勤回数(二交代制)



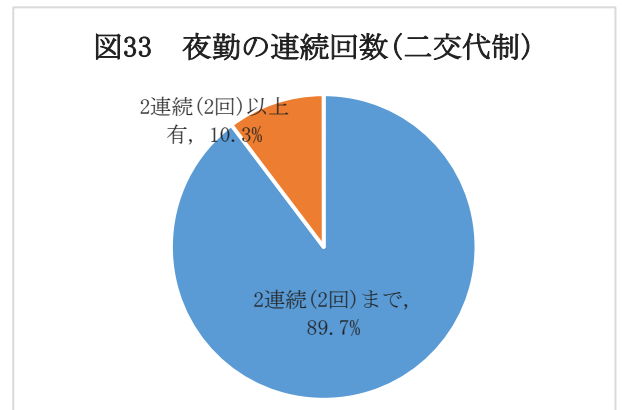
7) 夜勤の連続回数

連続夜勤回数は、「2連続(2回)までとしている」が89.7%と多く、「2連続(2回)以上になることがある」10.3%であった。

表 35 夜勤の連続回数(二交代制)

	件数	(%)
2連続(2回)まで	209	89.7%
2連続(2回)以上有	24	10.3%
合計	233	100%

図33 夜勤の連続回数(二交代制)



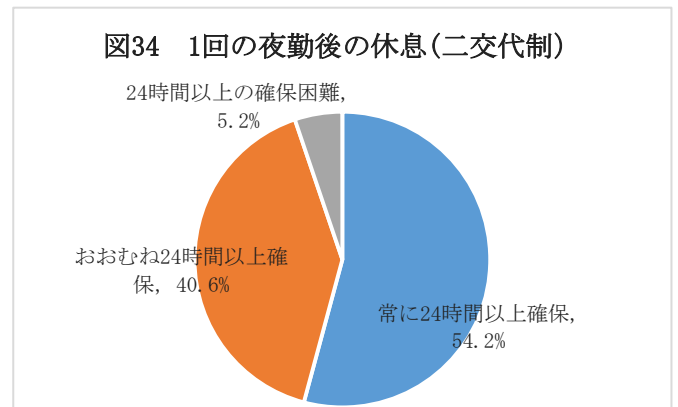
8) 1回の夜勤後の休息

1回の夜勤後の休息は、「常に24時間以上確保している」が54.2%と多く、次いで「おおむね24時間以上確保している」40.6%、「24時間以上の確保が難しい」5.2%であった。

表 36 1回の夜勤後の休息(二交代制)

	件数	(%)
常に24時間以上確保	147	54.2%
おおむね24時間以上確保	110	40.6%
24時間以上の確保困難	14	5.2%
合計	271	100%

図34 1回の夜勤後の休息(二交代制)



9) 勤務と勤務の間隔

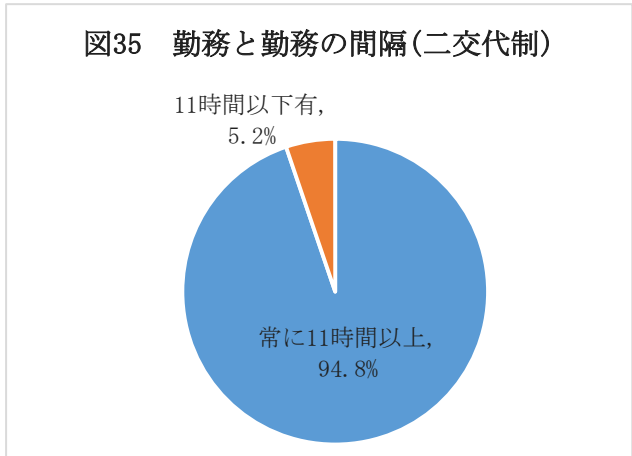
勤務と勤務の間隔(表 37)は、「常に 11 時間以上空けている」が 94.8%、「11 時間以下になることがある」5.2%であった。

勤務と勤務の間隔が 11 時間以下になる回数は、「2 回以下」2.1%、「4 回」「8 回以上」0.8%の順であった。

表 37 勤務と勤務の間隔(二交代制)

	件数	(%)
常に 11 時間以上	256	94.8%
11 時間以下有	14	5.2%
合計	270	100%

図35 勤務と勤務の間隔(二交代制)



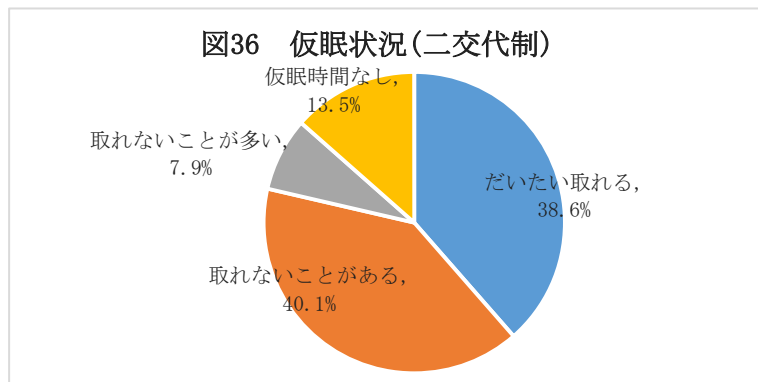
10) 仮眠の状況

仮眠の状況は、「とれないことがある」が 40.1%、「だいたいとれる」38.6%、「仮眠時間はない」13.5%、「とれないことが多い」7.9%であった。

表 38 仮眠状況(二交代制)

	だいたい取れる	とれないことがある	とれないことが多い	仮眠時間なし	合計
件数	103	107	21	36	267
(%)	38.6%	40.1%	7.9%	13.5%	100%

図36 仮眠状況(二交代制)



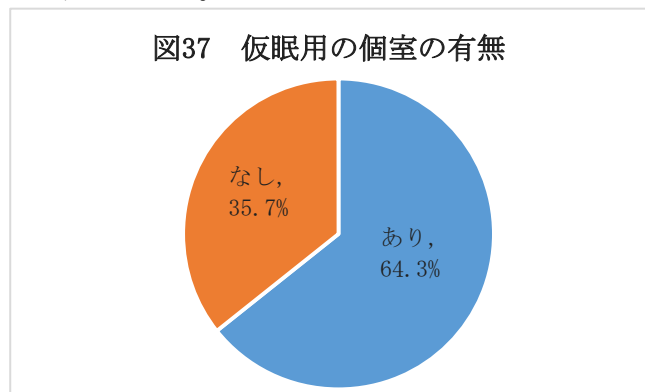
11) 夜勤時の仮眠の環境

仮眠のための個室は、「あり」64.3%、「なし」35.7%であった。

表 39 仮眠用の個室の有無

	件数	(%)
あり	166	64.3%
なし	92	35.7%
合計	258	100%

図37 仮眠用の個室の有無



仮眠用の個室は必要な数が「確保されている」が69.9%と多く、「確保されていない」30.1%であった。設置場所については、「部署内または隣接」が92.9%、「部署から離れている」7.1%であった。個室にはベッドがあり、利用者ごとに交換されるシーツ・掛布については「用意されていない」53.0%、「用意されている」47.0%であった。

表 40 個室の数の確保、設置場所、ベッドとシーツに関する状況

	必要な数の個室			個室の設置場所			ベッド、利用者ごとに交換されるシーツ・掛布		
	確保されている	確保されていない	合計	部署内または隣接	部署から離れている	合計	用意されている	用意されていない	合計
件数	130	56	186	157	12	169	85	96	181
(%)	69.9%	30.1%	100%	92.9%	7.1%	100%	47.0%	53.0%	100%

図38 必要な数の個室

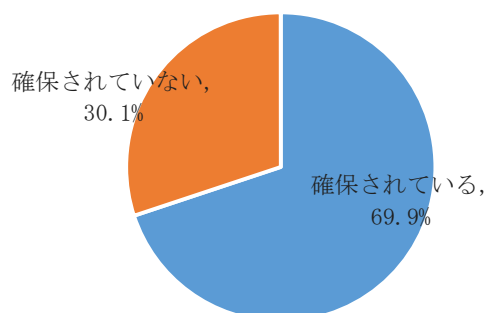


図39 個室の設置場所

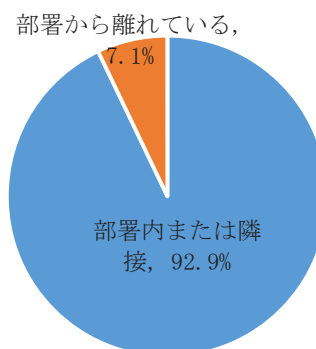
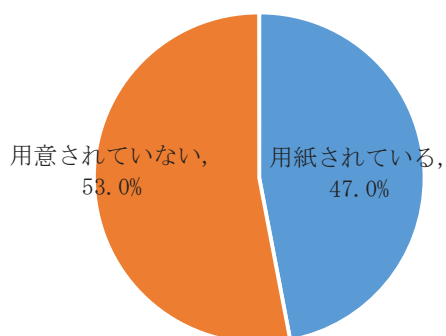


図40 ベッド、利用者ごとに交換されるシーツ・掛布



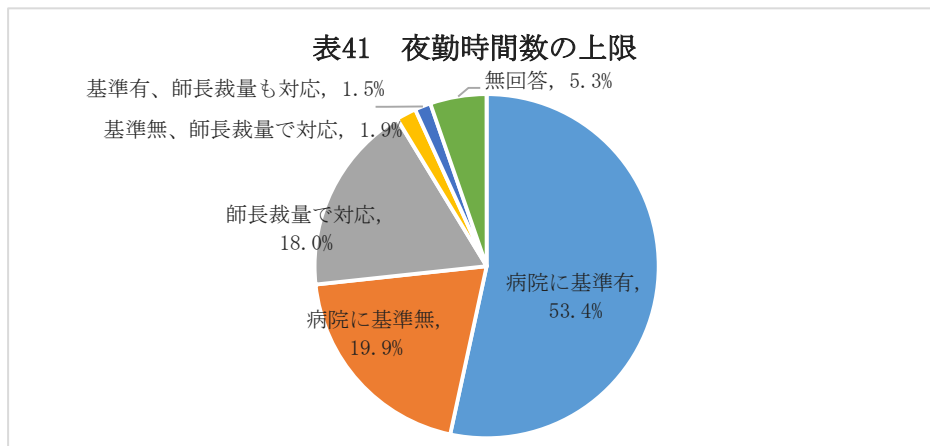
5. 勤務編成の基準について

1) 1ヶ月あたり夜勤時間数の上限（夜勤専従を除く）

「病院に基準がある」53.4%が多く、次いで「病院に基準がない」19.9%、「師長裁量で対応している」18.0%、「基準は無いが師長裁量で対応している」1.9%、「基準があり師長裁量もしている」1.5%であった。

表 41 夜勤時間数の上限

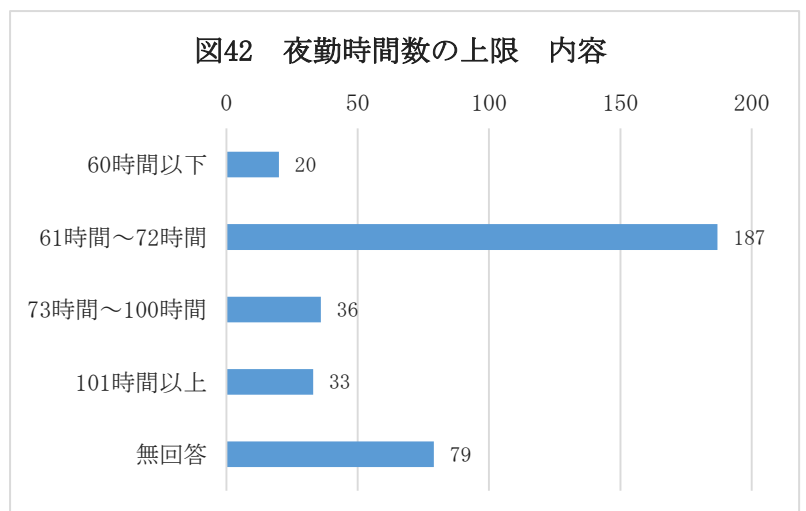
	件数	(%)
病院に基準有	252	53.4%
病院に基準無	94	19.9%
師長裁量で対応	85	18.0%
基準無、師長裁量で対応	9	1.9%
基準有、師長裁量も対応	7	1.5%
無回答	25	5.3%
合計	472	100%



また、夜勤時間数の上限は「61～72 時間」が 52.7%と多く、「73～100 時間」が 10.1%、「101 時間以上」が 9.3%であった。「61～72 時間」と答えた 187 件のうち 172 件が、夜勤上限を 72 時間としていた。

表 42 基準がある、または師長裁量でしている場合の夜勤時間数の上限 内容

内容	件数	(%)
60 時間以下	20	5.6%
61 時間～72 時間	187	52.7%
73 時間～100 時間	36	10.1%
101 時間以上	33	9.3%
無回答	79	22.3%
合計	355	100%

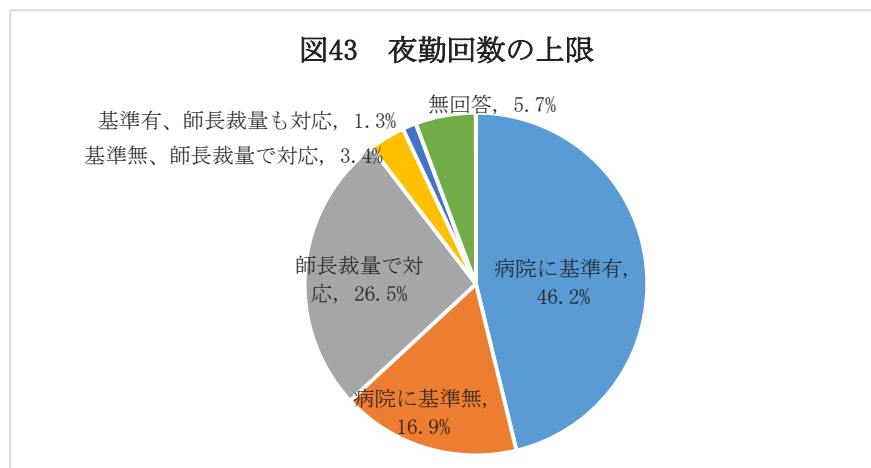


2) 1ヶ月あたりの夜勤回数の上限（夜勤専従を除く）

夜勤回数の上限は「病院に基準がある」46.2%が多く、次いで「師長裁量で対応している」26.5%、「病院に基準がない」16.9%、「基準は無いが師長裁量で対応している」3.4%であった。

表 43 夜勤回数の上限

	件数	(%)
病院に基準有	218	46.2%
病院に基準無	80	16.9%
師長裁量で対応	125	26.5%
基準無、師長裁量で対応	16	3.4%
基準有、師長裁量も対応	6	1.3%
無回答	27	5.7%
合計	472	100%

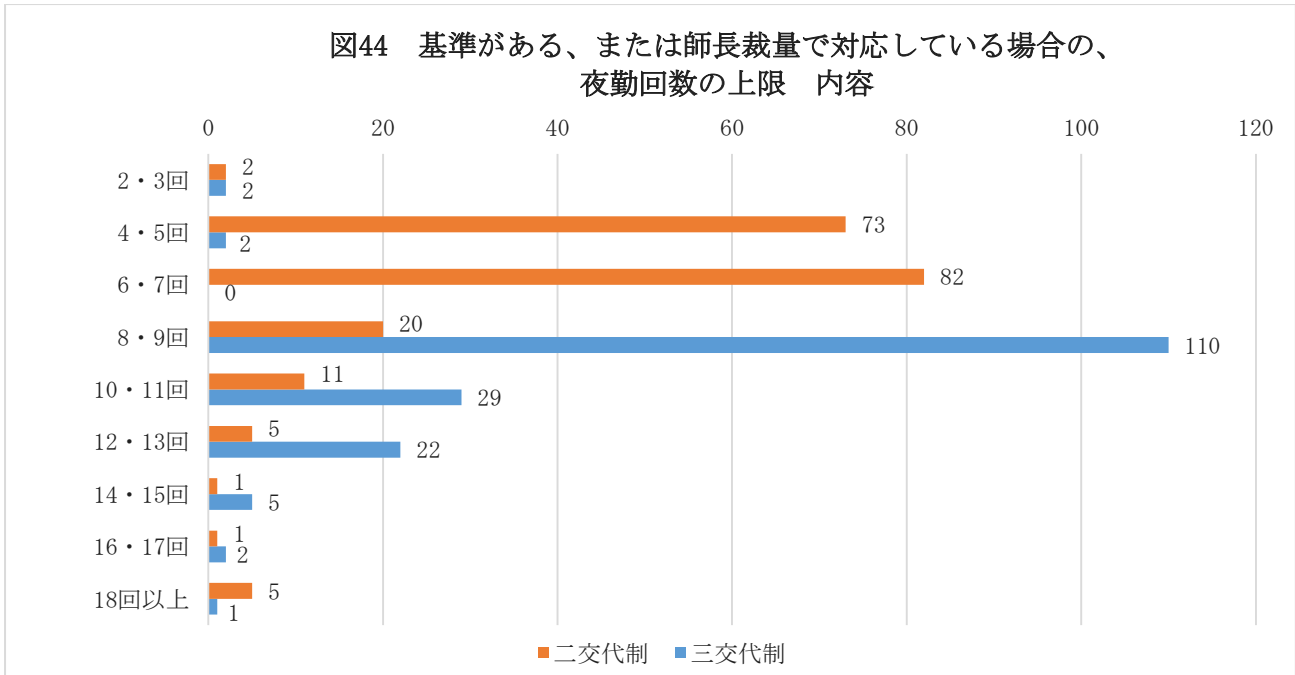


病院に基準がある、または師長裁量で対応している場合の夜勤回数の上限は、二交代制は「6・7回」が最も多く82件、次いで「4・5回」の73件であった。三交代制では「8・9回」が最も多く110件であった。

表 44 基準がある、または師長裁量で対応している場合の夜勤回数の上限 内容

内容	二交代制 (件数)	三交代制 (件数)
2・3回	2	2
4・5回	73	2
6・7回	82	0
8・9回	20	110
10・11回	11	29
12・13回	5	22
14・15回	1	5
16・17回	1	2
18回以上	5	1
合計	200	172

図44 基準がある、または師長裁量で対応している場合の、夜勤回数の上限 内容



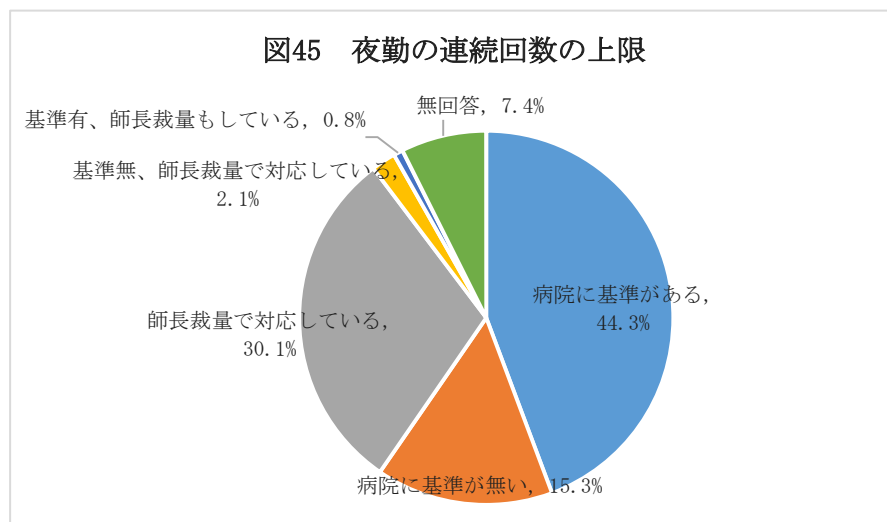
3) 夜勤の連続回数の上限(夜勤専従を除く)

夜勤の連続回数の上限(夜勤専従を除く)は、「病院に基準がある」が44.3%と多く、次いで「師長裁量で対応している」30.1%、「病院に基準がない」15.3%、「基準は無いが師長裁量で対応している」が2.1%であった。

表 45 夜勤の連続回数の上限

	件数	(%)
病院に基準有	209	44.3%
病院に基準無	72	15.3%
師長裁量で対応している	142	30.1%
基準無、師長裁量で対応している	10	2.1%
基準有、師長裁量もしている	4	0.8%
無回答	35	7.4%
合計	472	100%

図45 夜勤の連続回数の上限

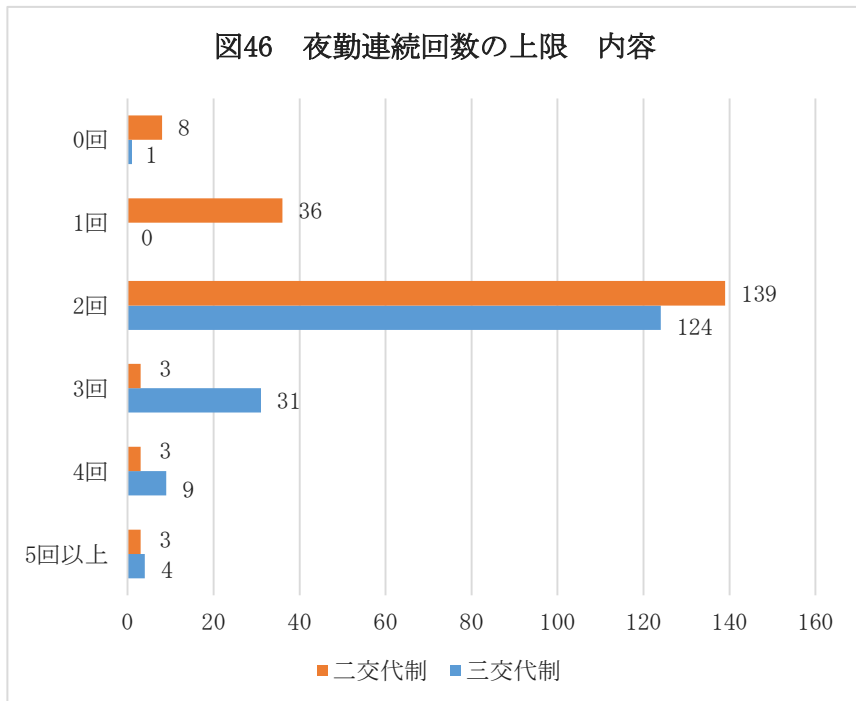


病院に基準がある、または師長裁量で対応している場合の夜勤連続回数の上限は、二交代制は「2回」が多く139件、次いで「1回」の36件であった。三交代制でも「2回」が多く124件、次いで「3回」が31件であった。

表 46 夜勤連続回数の上限 内容

内容	二交代制 (件数)	三交代制 (件数)
0回	8	1
1回	36	0
2回	139	124
3回	3	31
4回	3	9
5回以上	3	4
合計	192	169

図46 夜勤連続回数の上限 内容



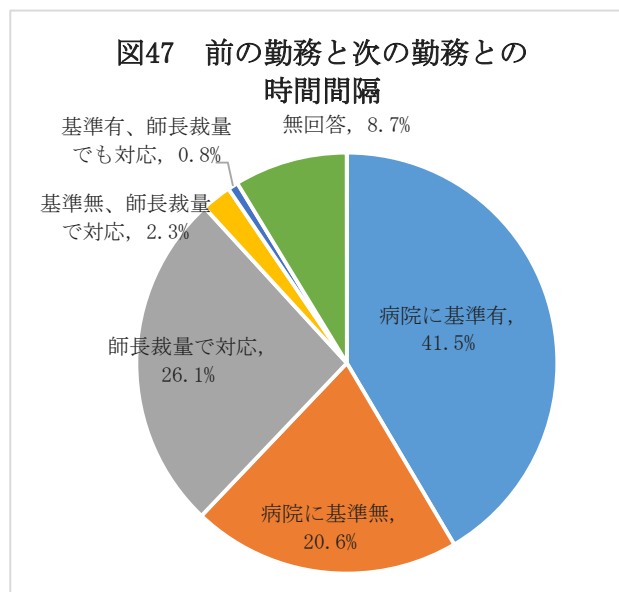
4) 前の勤務と次の勤務との時間間隔

前の勤務と次の勤務との時間間隔は、「病院に基準がある」41.5%、「師長裁量で対応している」26.1%、「病院に基準がない」20.6%で、「基準は無いが師長裁量で対応している」が2.3%であった。

表 47 前の勤務と次の勤務との時間間隔

	件数	(%)
病院に基準有	196	41.5%
病院に基準無	97	20.6%
師長裁量で対応	123	26.1%
基準無、師長裁量で対応	11	2.3%
基準有、師長裁量でも対応	4	0.8%
無回答	41	8.7%
合計	472	100%

図47 前の勤務と次の勤務との時間間隔

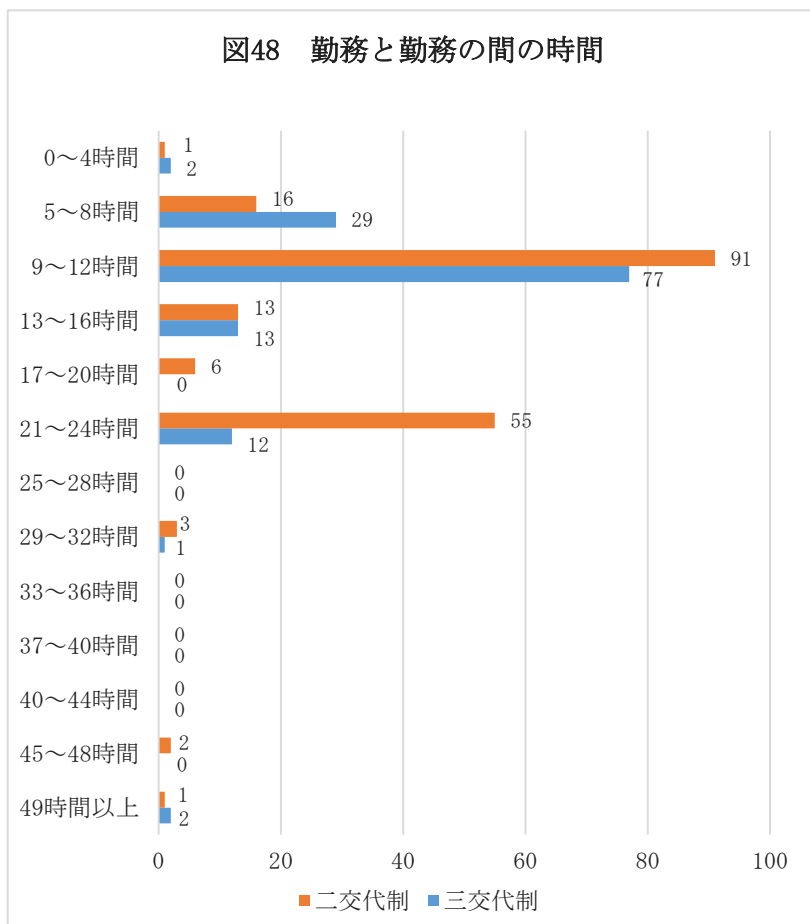


病院に基準がある、または師長裁量で対応している場合の前の勤務と次の勤務との時間間隔は、二交代制は「9～12時間」が91件、次いで「21～24時間」の55件、「5～8時間」16件、「13～16時間」13件であった。三交代制でも「9～12時間」77件、次いで「5～8時間」29件、「13～16時間」13件、「21～24時間」12件であった。

表 48 勤務と勤務の間の時間

内容	二交代制 (件数)	三交代制 (件数)
0～4時間	1	2
5～8時間	16	29
9～12時間	91	77
13～16時間	13	13
17～20時間	6	0
21～24時間	55	12
25～28時間	0	0
29～32時間	3	1
33～36時間	0	0
37～40時間	0	0
40～44時間	0	0
45～48時間	2	0
49時間以上	1	2
合計	188	136

図48 勤務と勤務の間の時間



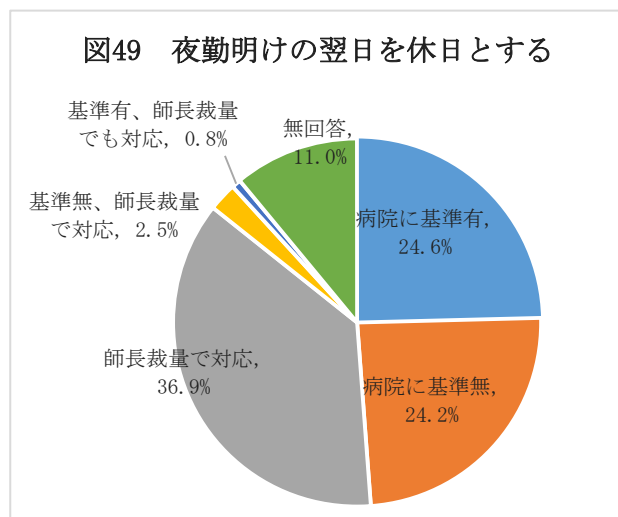
5) 夜勤明け翌日を休日とする

夜勤明け翌日を休日にするということに関しては、「師長裁量で対応している」36.9%、次いで「病院に基準がある」24.6%、「病院に基準がない」24.2%で、「基準は無いが師長裁量で対応している」が2.5%であった。

表 49 夜勤明けの翌日を休日とする

	件数	(%)
病院に基準有	116	24.6%
病院に基準無	114	24.2%
師長裁量で対応	174	36.9%
基準は無、師長裁量で対応	12	2.5%
基準有、師長裁量でも対応	4	0.8%
無回答	52	11.0%
合計	472	100%

図49 夜勤明けの翌日を休日とする

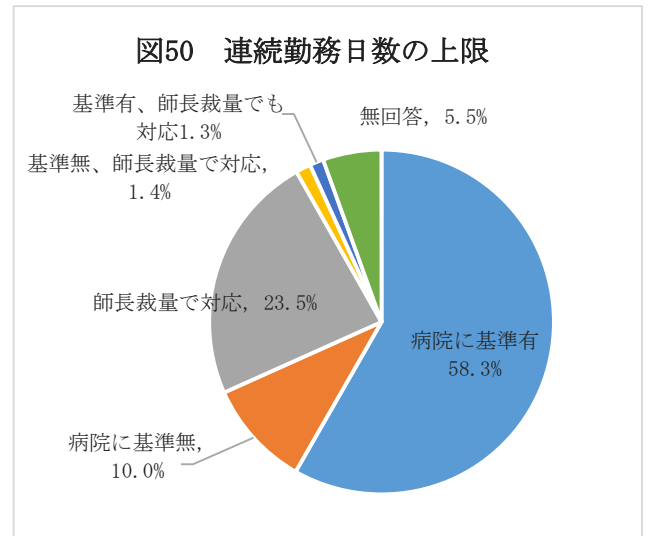


6) 連続勤務日数の上限

連続勤務日数の上限は、「病院に基準がある」58.3%、「師長裁量で対応している」23.5%、「病院に基準がない」10.0%、「基準は無いが師長裁量で対応している」1.4%であった。

表 50 連続勤務日数の上限

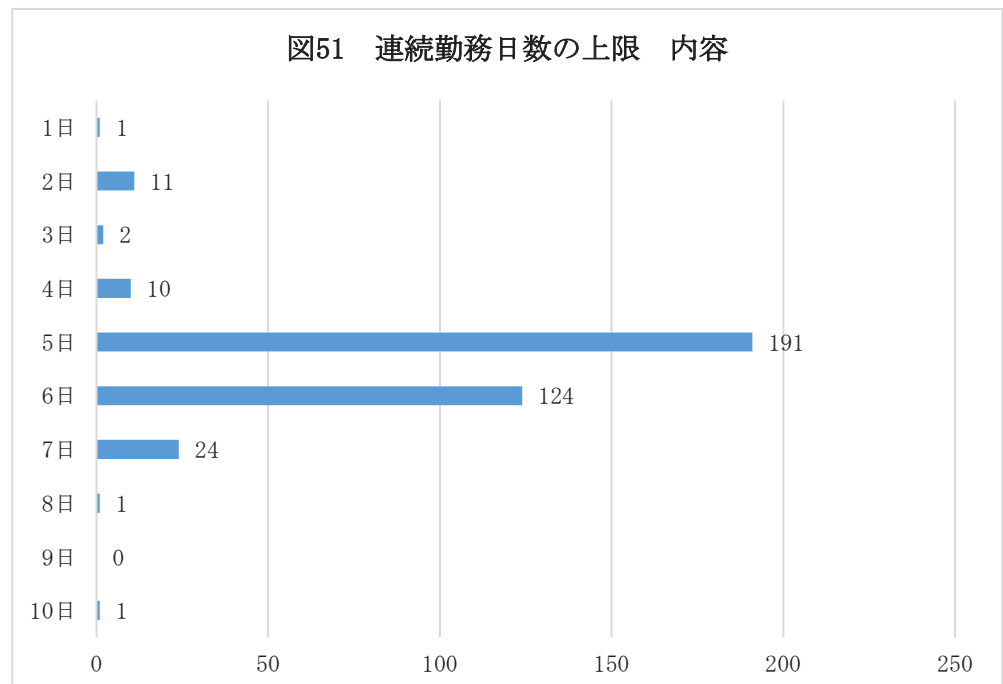
	件数	(%)
病院に基準有	275	58.3%
病院に基準無	47	10.0%
師長裁量で対応	111	23.5%
基準無、師長裁量で対応	7	1.4%
基準有、師長裁量でも対応	6	1.3%
無回答	26	5.5%
合計	472	100%



病院に基準がある、または師長裁量で対応している場合の連続勤務日数の上限は、「5日」191件、「6日」124件で、返答のあった施設の86.9%を占めていた。

表 51 連続勤務日数の上限 内容

内容	件数
1日	1
2日	11
3日	2
4日	10
5日	191
6日	124
7日	24
8日	1
9日	0
10日	1
合計	365

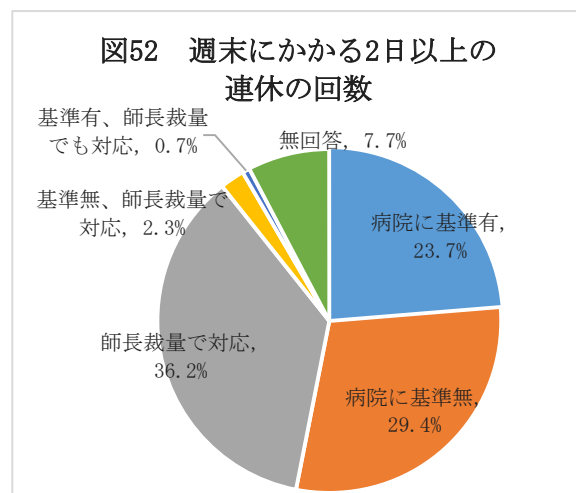


7) 週末にかかる2日以上の連休の回数

週末にかかる2日以上の連休の回数は、「師長裁量で対応している」36.2%、「病院に基準が無い」29.4%、「病院に基準がある」23.7%で、「基準は無いが師長裁量で対応している」が2.3%であった。

表 52 週末にかかる 2 日以上の連休の回数

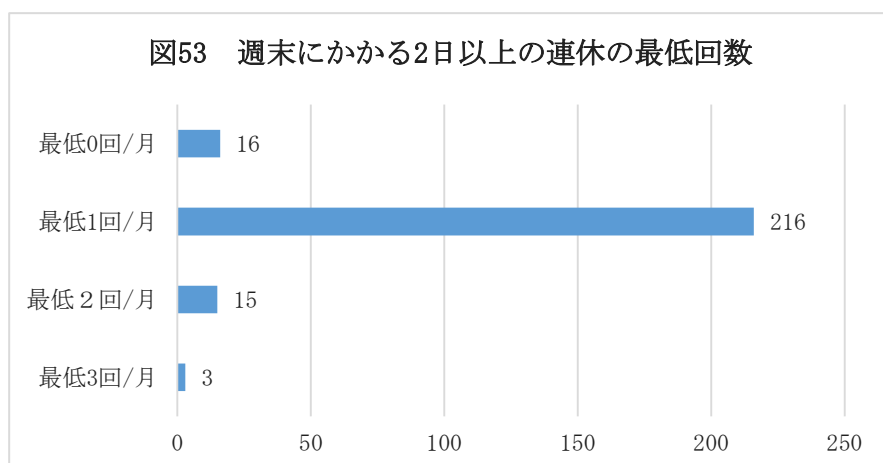
	件数	(%)
病院に基準有	112	23.7%
病院に基準無	139	29.4%
師長裁量で対応	171	36.2%
基準無、師長裁量で対応	11	2.3%
基準有、師長裁量でも対応	3	0.7%
無回答	36	7.7%
合計	472	100%



病院に基準がある、または師長裁量で対応している場合の週末にかかる 2 日以上の連休を 1 ヶ月に最低何回つけているかについては、「最低 1 回/月」が 216 件と最も多く、次いで「最低 0 回/月」16 件、「最低 2 回/月」15 件、「最低 3 回/月」3 件であった。

表 53 週末にかかる 2 日以上
の連休の最低回数

内容	件数
最低 0 回/月	16
最低 1 回/月	216
最低 2 回/月	15
最低 3 回/月	3
合計	250

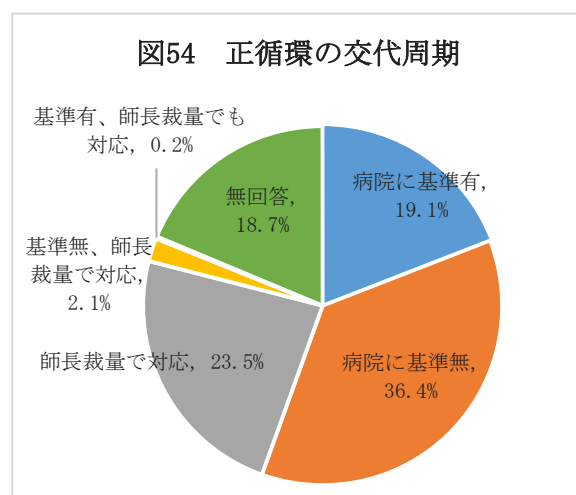


8) 業務開始の時刻が前日より遅くなるローテーション (正循環の交代周期)

正循環の交代周期は、「病院に基準が無い」36.4%、「師長裁量で対応している」23.5%、「病院に基準がある」19.1%で、「基準は無いが師長裁量で対応している」が 2.1%であった。

表 54 正循環の交代周期

	件数	(%)
病院に基準有	90	19.1%
病院に基準無	172	36.4%
師長裁量で対応	111	23.5%
基準無、師長裁量で対応	10	2.1%
基準有、師長裁量でも対応	1	0.2%
無回答	88	18.7%
合計	472	100%

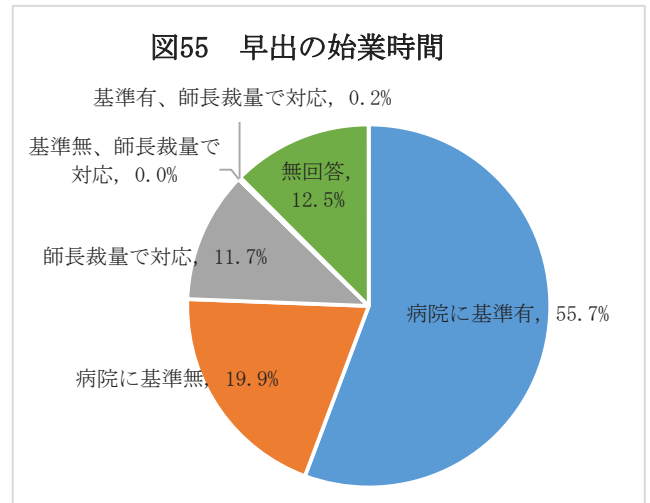


9) 早出の始業時刻

早出の始業時刻は、「病院に基準がある」55.7%で、「病院に基準が無い」19.9%、「師長裁量で対応している」11.7%であった。

表 55 早出の始業時間

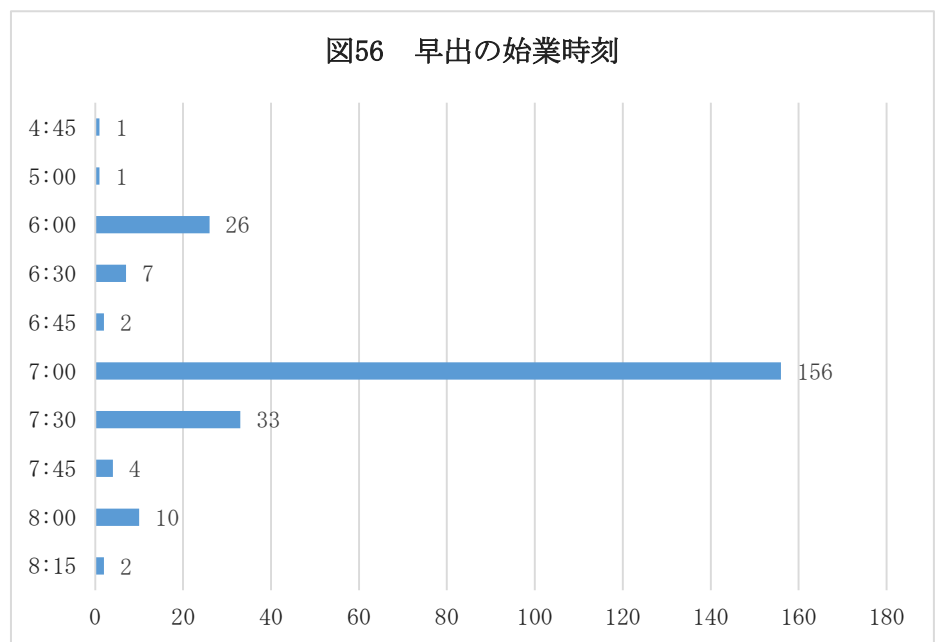
	件数	(%)
病院に基準有	263	55.7%
病院に基準無	94	19.9%
師長裁量で対応	55	11.7%
基準無、師長裁量で対応	0	0.0%
基準有、師長裁量でも対応	1	0.2%
無回答	59	12.5%
合計	472	100%



早出をこれ以上早い時間にしないという、最も早い始業時刻については、「7:00」156件と最も多く、次いで「7:30」33件、「6:00」26件、「8:00」10件であった。

表 56 早出の始業時間

内容	件数
4:45	1
5:00	1
6:00	26
6:30	7
6:45	2
7:00	156
7:30	33
7:45	4
8:00	10
8:15	2
合計	242



6. 1回当たりの夜勤手当について

三交代制深夜勤務の夜勤手当は、「7,001円以上」が22.3%、次いで「3,501～4,000円」20.8%、「5,501～6,000円」15.4%、「6,001～6,500円」13.5%、「6,501～7,000円」9.6%、「3,001～3,500円」8.8%の順であり、平均は5,765円であった。

三交代制準夜勤務の夜勤手当は、「4,501～5,000円」18.8%、次いで「3,001～3,500円」18.1%、「～3,000円」「5,501～6,000円」13.8%、「6,001～6,500円」7.7%、「5,001～5,500円」7.3%の順であり、平均は4,641円であった。

表 57 深夜勤務の夜勤手当(三交代制)

	深夜勤務 (3 交代制)		準夜勤手当 (3 交代制)	
	件数	(%)	件数	(%)
～3,000 円	7	2.7%	36	13.8%
3,001～3,500 円	23	8.8%	47	18.1%
3,501～4,000 円	54	20.8%	17	6.5%
4,001～4,500 円	6	2.3%	15	5.8%
4,501～5,000 円	10	3.8%	49	18.8%
5,001～5,500 円	2	0.8%	19	7.3%
5,501～6,000 円	40	15.4%	36	13.8%
6,001～6,500 円	35	13.5%	20	7.7%
6,501～7,000 円	25	9.6%	15	5.8%
7,001 円以上	58	22.3%	6	2.3%
合計	260	100%	260	100%

図57 深夜勤務の夜勤手当(三交代制)

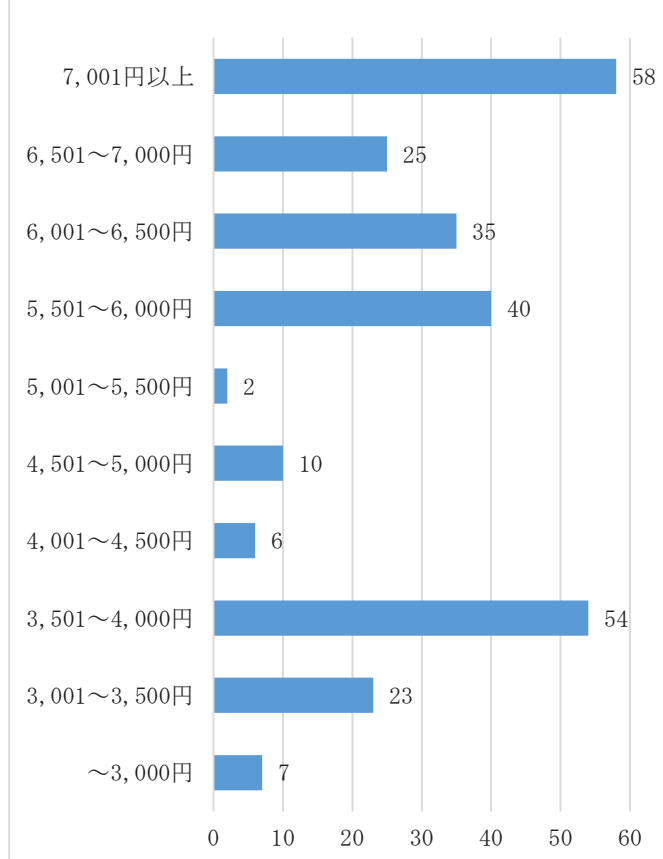
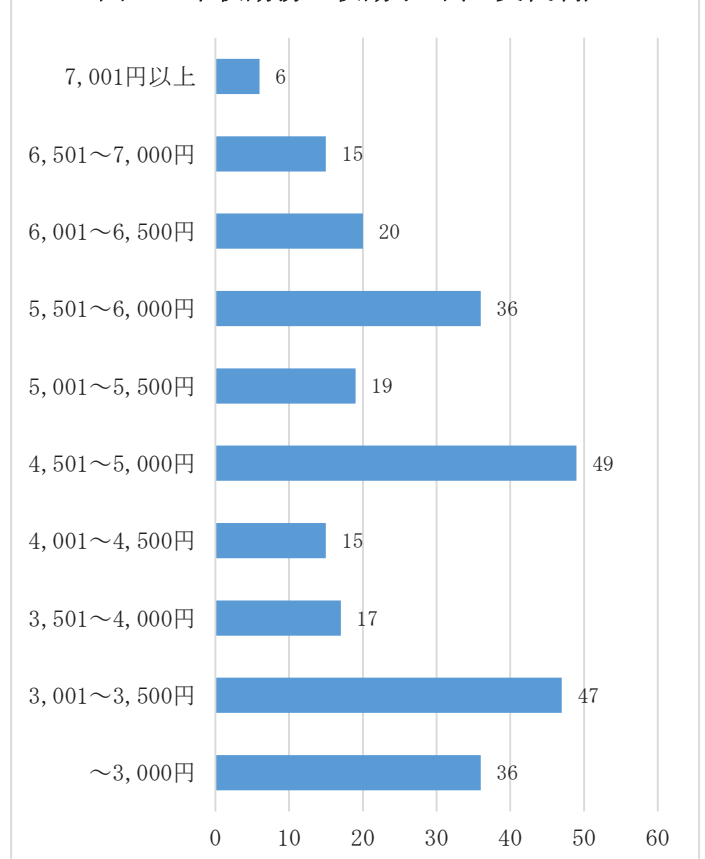


図58 準夜勤務の夜勤手当(三交代制)

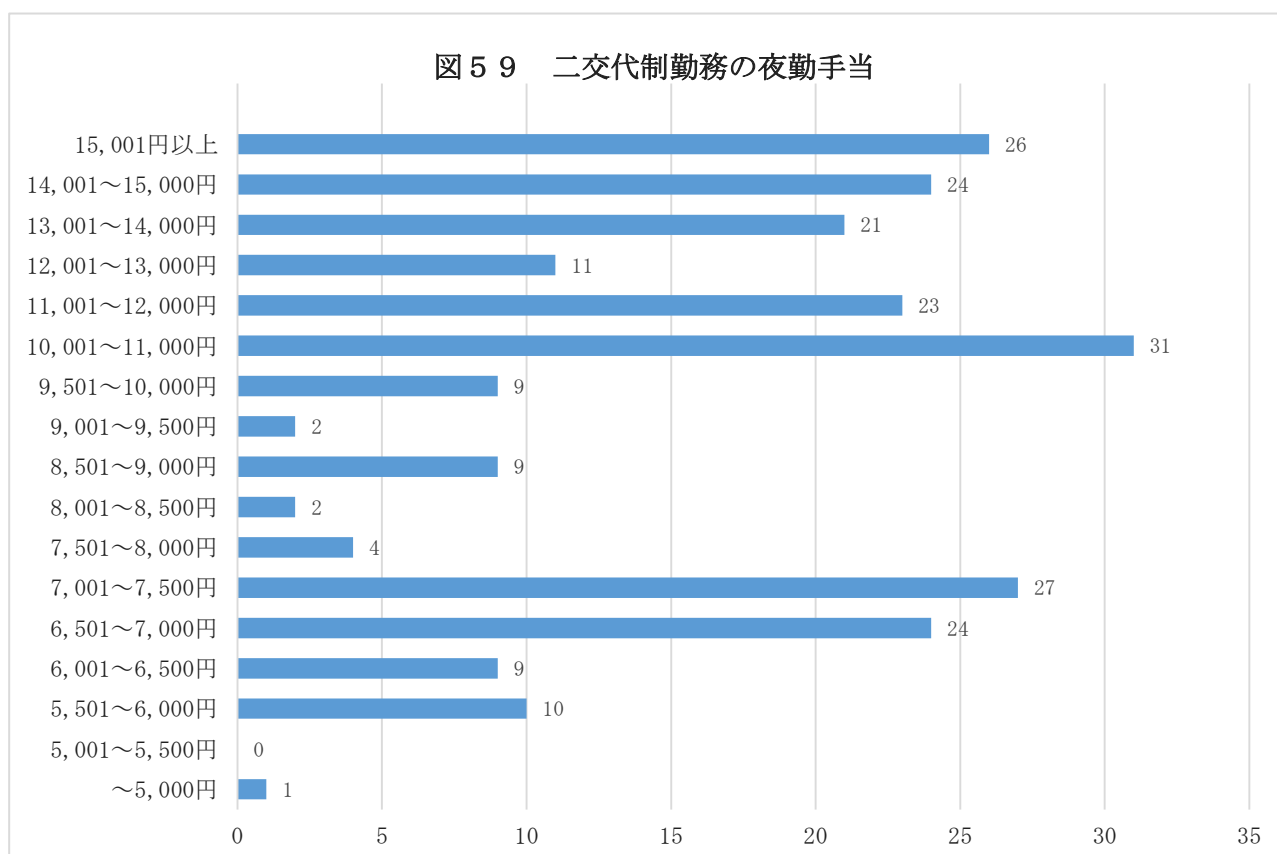


二交代制勤務の夜勤手当は、「10,001～11,000 円」が 13.3%と多く、次いで「7,001～7,500 円」11.6%、「15,001 円以上」11.2%、「6,501～7,000 円」「14,001～15,000 円」10.3%、「11,001～12,000 円」9.9%の順であり、平均は 10,903 円であった。

表 58 二交代制勤務の夜勤手当

金額	件数	(%)
～5,000 円	1	0.4%
5,001～5,500 円	0	0.0%
5,501～6,000 円	10	4.3%
6,001～6,500 円	9	3.9%
6,501～7,000 円	24	10.3%
7,001～7,500 円	27	11.6%
7,501～8,000 円	4	1.7%
8,001～8,500 円	2	0.9%
8,501～9,000 円	9	3.9%
9,001～9,500 円	2	0.9%
9,501～10,000 円	9	3.9%
10,001～11,000 円	31	13.3%
11,001～12,000 円	23	9.9%
12,001～13,000 円	11	4.7%
13,001～14,000 円	21	9.0%
14,001～15,000 円	24	10.3%
15,001 円以上	26	11.2%
合計	233	100%

図 59 二交代制勤務の夜勤手当



7. 夜勤免除について

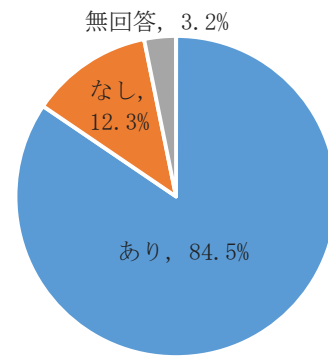
1) 夜勤免除・軽減（夜勤を伴わない就業区分の導入）の制度の有無

夜勤免除・軽減制度の導入は、「あり」84.5%と多く、「なし」12.3%であった。

表 59 夜勤免除・軽減制度の有無

	件数	(%)
あり	399	84.5%
なし	58	12.3%
無回答	15	3.2%
合計	472	100%

図60 夜勤免除・軽減制度の有無



2) 具体的制度内容

- 産前産後、または育休明けの一定期間は夜勤免除する
- 産後、または育休明けの一定期間に申し出があった場合は、深夜業務（午後10時～午前5時）をさせない
- 育児期間中（1歳～小学校入学まで施設によって期間の制限あり）は夜勤免除する
- 育児期間中（1歳～小学校入学まで施設によって期間の制限あり）は夜勤回数を制限する
- 病院により診断書がある場合は夜勤免除する
- 配偶者が夜勤従事者の場合は、夜勤免除する
- 個人的な事情（家庭の事情）で夜勤免除する
- 能力不足や経験不足で夜勤免除する
- 年齢（50歳以上・再雇用など）で夜勤免除する
- 夜勤可能な曜日を指定できるようにしている
- 準夜・深夜のいずれかを免除する
- 育児短時間勤務を導入している
- 土日祝日の勤務を免除する
- 日勤常勤の勤務あり
- 日勤常勤の勤務があるが、加給などが減額になっている
- 日勤のみの勤務だが、8時間のフルタイムパートの勤務とする

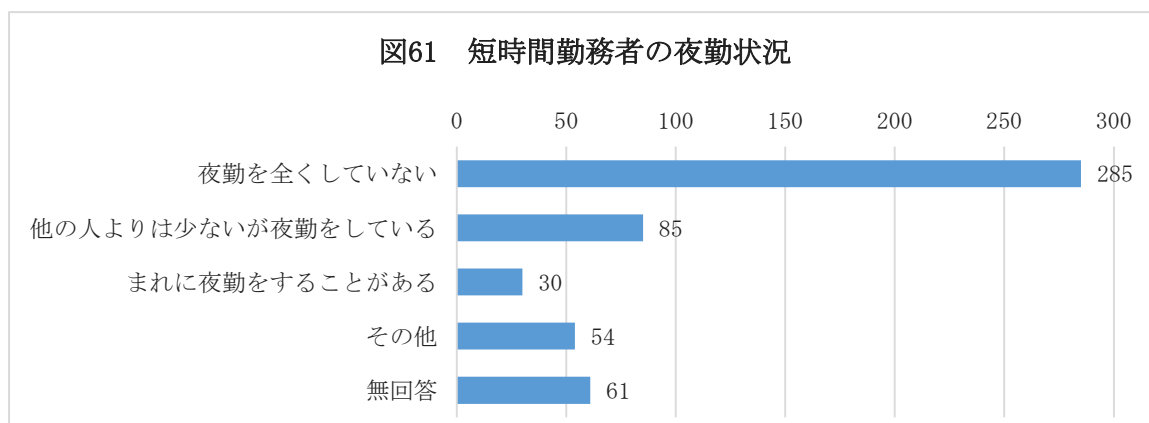
3) 短時間勤務者（1日または1週間の勤務時間が規定より短い勤務）の夜勤状況（複数回答可）

短時間勤務者は、「夜勤を全くしていない」が285件と最も多く、次いで「他の人よりは少ないが夜勤をしている」が85件であった。

「その他」の内容としては、「本人と話をして調整する」「他の人と同様に夜勤をしている」等があった。

表 60 短時間勤務者の夜勤状況（複数回答）

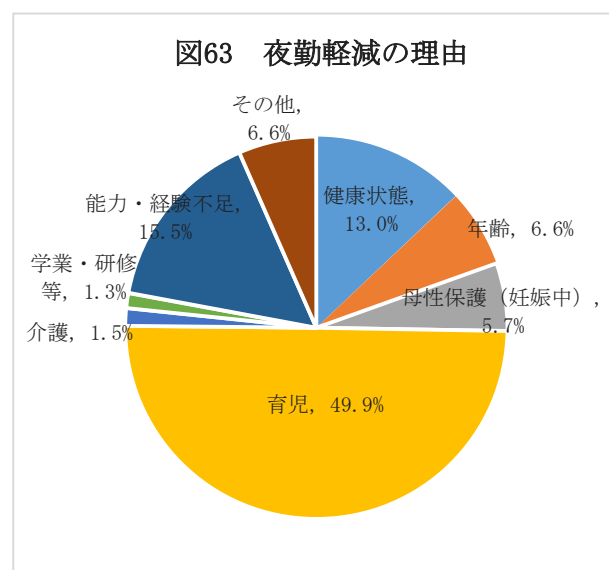
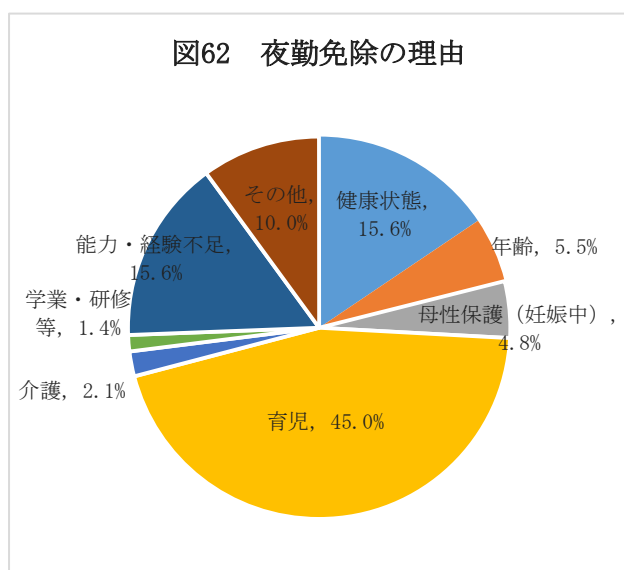
内 容	件 数
夜勤を全くしていない	285
他の人よりは少ないが夜勤をしている	85
まれに夜勤をすることがある	30
その他	54
無回答	61
合計	515



4) 夜勤の免除・軽減を受けている看護職員について

免除を受けているのは1,086人で、理由の内訳は健康状態が169人（15.6%）、年齢が60人（5.5%）母性保護（妊娠中）52人（4.8%）育児489人（45.0%）、介護23人（2.1%）、自身の学業・研修等は15人（1.4%）、能力・経験不足169人（15.6%）、その他109人（10.0%）であった。

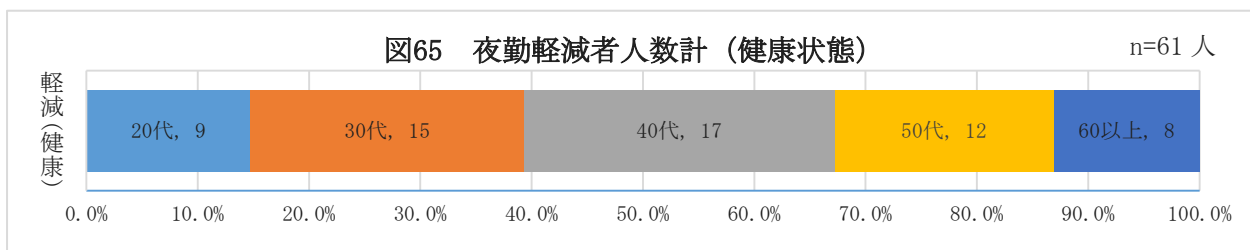
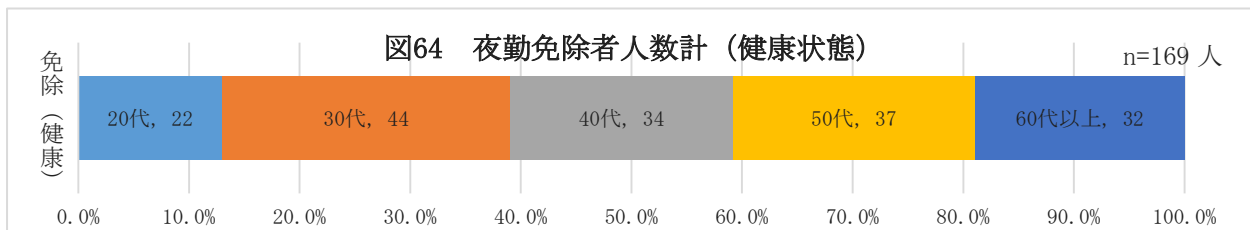
軽減を受けているのは471人で、理由の内訳は、健康状態が61人（13.0%）、年齢が31人（6.6%）、母性保護（妊娠中）27人（5.7%）、育児235人（49.9%）、介護7人（1.5%）、自身の学業・研修等は6人（1.3%）、能力・経験不足73人（15.5%）、その他31人（6.6%）であった。



(1) 健康状態

健康状態を理由に夜勤免除を受けている169人の、年齢の内訳は「30代」44人(26.0%)、「50代」37人(21.9%)、「40代」34人(20.1%)、「60代以上」32人(18.9%)、「20代」22人(13.0%)であった。

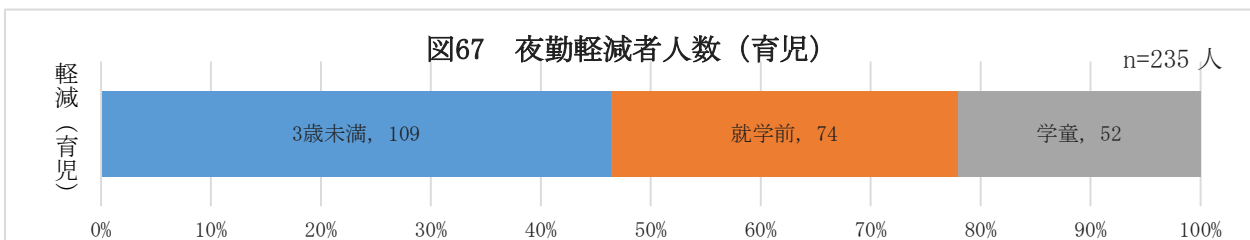
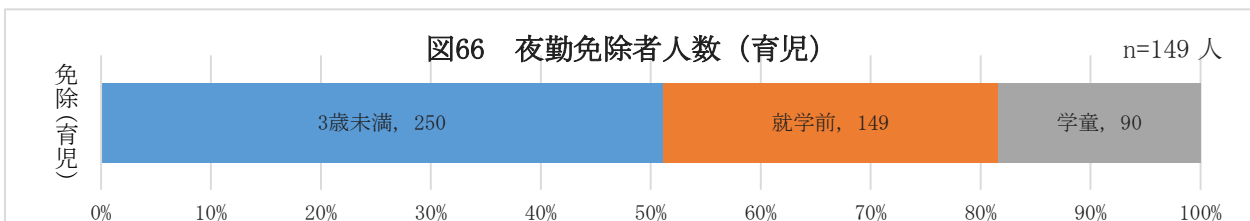
健康状態を理由に夜勤軽減を受けている61人の、年齢の内訳は「40代」17人(27.9%)、「30代」15人(24.6%)、「50代」12人(19.7%)、「20代」9人(14.8%)、「60代以上」8人(13.1%)であった。



(2) 育児

育児を理由に夜勤免除を受けている看護職員489人のうち、子どもが3歳未満は250人(51.1%)、就学前149人(30.5%)、学童90人(18.4%)であった。

育児を理由に夜勤軽減を受けている看護職員235人のうち、子どもが3歳未満は109人(46.4%)、就学前74人(31.5%)、学童52人(22.1%)であった。



(3) 自身の学業・研修

自身の学業・研修を理由に夜勤免除を受けている看護職員15人のうち「30代」が8人、「40代」5人、「20代」「60代以上」がそれぞれ1人であった。

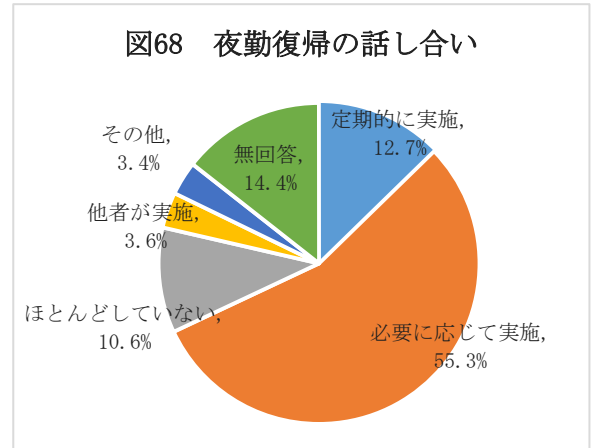
自身の学業・研修を理由に、夜勤軽減を受けている看護職員4人のうち、「40代」が2人、「20代」「60代以上」が1人ずつであった。

5) 夜勤免除または軽減されている職員の、夜勤復帰について

夜勤免除または軽減されている看護職員に対して、夜勤復帰について話し合いをしているかについては、「必要に応じて実施している」55.3%が最も多く、「定期的実施している」12.7%、「ほとんどしていない」10.6%、「他の人（看護管理者等）がしている」3.6%、その他3.4%であった。

表 61 夜勤復帰についての話し合い

内容	件数	(%)
定期的実施	60	12.7%
必要に応じて実施	261	55.3%
ほとんどしていない	50	10.6%
他者（看護管理者等）が実施	17	3.6%
その他	16	3.4%
無回答	68	14.4%
合計	472	100%



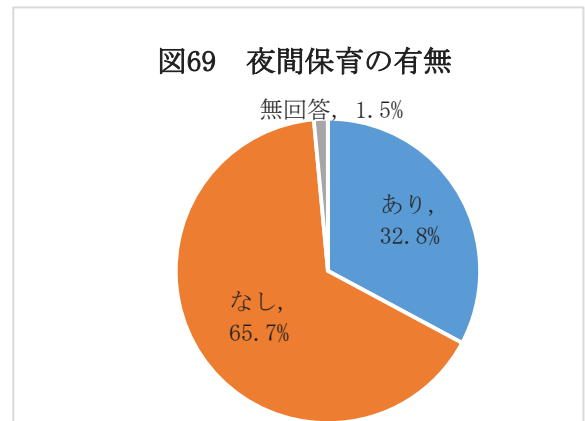
6) 夜間保育について

夜間保育は、「なし」66.7%、「あり」33.3%であった。

(1) 夜間保育

表 62 夜間保育の有無

有無	件数	(%)
あり	155	32.8%
なし	310	65.7%
無回答	7	1.5%
合計	472	100%

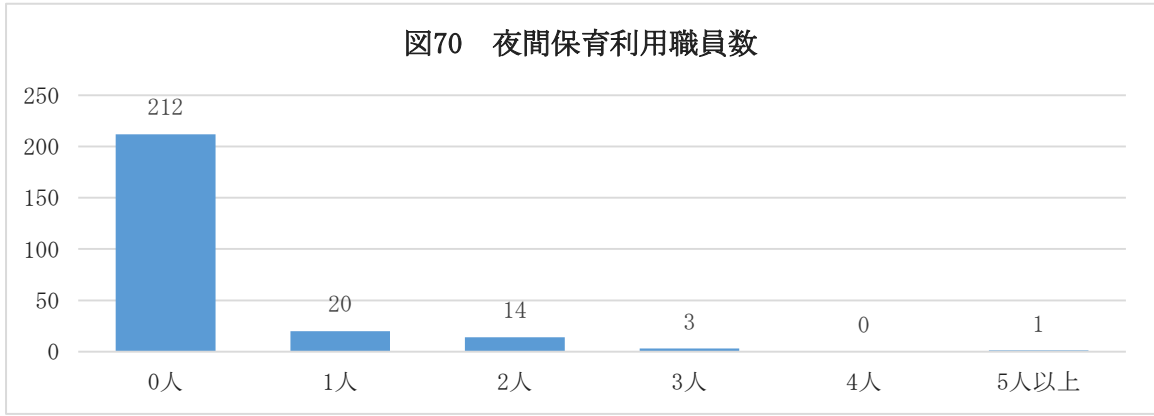


(2) 看護単位で夜間保育を利用している看護職員の数

看護単位で夜間保育を利用している看護職員は、「0人」84.8%と最も多く、「1人」8.0%、「2人」5.6%、「3人」1.2%、「5人以上」0.4%であった。

表 63 夜間保育利用職員数

人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
件数	212	20	14	3	0	1	250
(%)	84.8%	8.0%	5.6%	1.2%	0.0%	0.4%	100%

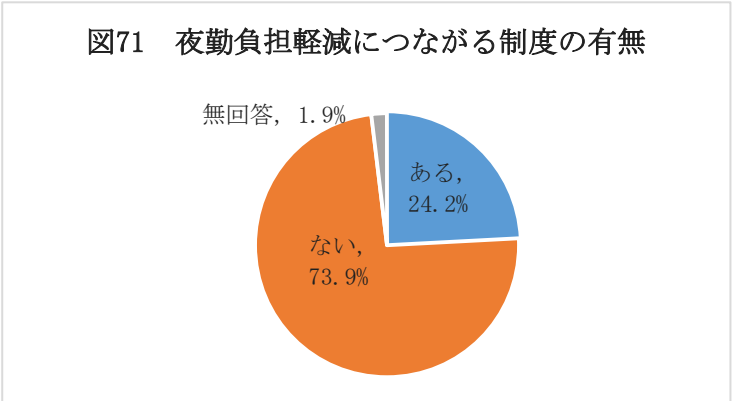


7) 夜勤負担軽減につながる制度や取り組み内容

夜勤負担軽減につながる制度は「ない」が75.4%と多く、「ある」は24.6%であった。
 取り組みの内容は、以下の通りであった。

表 64 夜勤負担軽減につながる制度の有無

有無	ある	ない	無回答	合計
件数	114	349	9	472
(%)	24.2%	73.9%	1.9%	100%



夜勤負担軽減につながる制度や取り組み内容

- 個々の希望をできるだけ（または100%）取り入れる
- 夜勤可能日や夜勤回数の希望を聞く
- 妊娠・育児・体調不良の場合は夜勤を免除する
- 夜勤体制を検討する（12時間夜勤や2交代制の導入など）
- 時間外をしないように夜勤帯の業務改善をする
- 勤務表は休養が充分にとれるような配慮をして作成する
- 看護補助者を配置して看護師の負担軽減を図る
- 夜勤の看護師を増員する
- 業務の状況に応じて、他部署や外来などに応援をして貰うよう調整をする
- 多忙時は臨時で看護師を1名増員して対応する
- 一定回数以上で夜勤手当が追加される
- 夜勤をしない看護師の職務手当を下げる
- 勤務中の休憩時間、仮眠時間の確保する

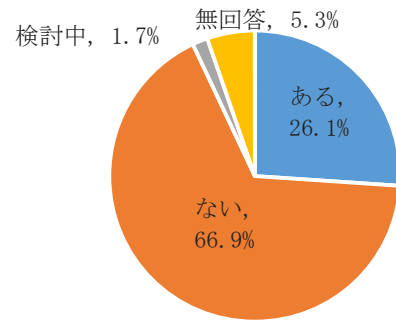
8) 夜勤を一定以上した場合の報酬等

夜勤を一定回数以上した場合等の手当、賞与への反映等、何らかの報いがあるかについては、「ない」70.7%が最も多く、次いで「ある」27.5%、「検討中」1.8%であった。

表 65 夜勤を一定以上した場合の報酬等

有無	件数	割合 (%)
ある	123	26.1%
ない	316	66.9%
検討中	8	1.7%
無回答	25	5.3%
合計	447	100%

図72 夜勤を一定回数以上した場合の報酬等



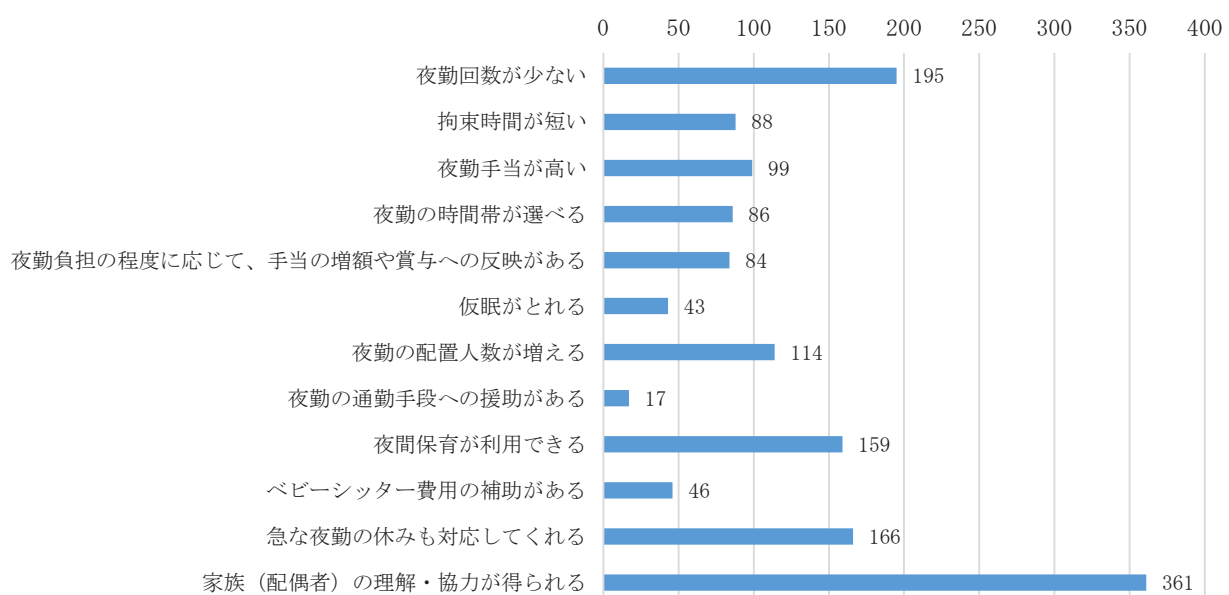
内容

賞与への反映（夜勤2～4回以上で）
一定回数以上による手当支給（5,000円～10,000円）

9) 夜勤免除または軽減されている人が夜勤を可能にするのに与える影響

夜勤免除または軽減されている人が夜勤可能にするのに、影響が大きいと思うもの（複数回答可）は、「家族（配偶者）の理解・協力が得られる」24.8%が最も多く、次いで「夜勤回数が少ない」13.4%、「急な夜勤の休みも対応してくれる」11.4%、「夜間保育が利用できる」10.9%、「夜勤の配置人数が増える」7.8%、「夜勤手当が高い」6.8%、「拘束時間が短い」6.0%が多かった。

図73 夜勤への影響が大きいと思うもの



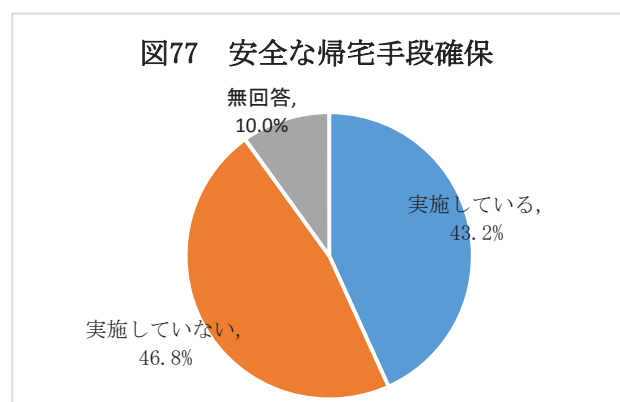
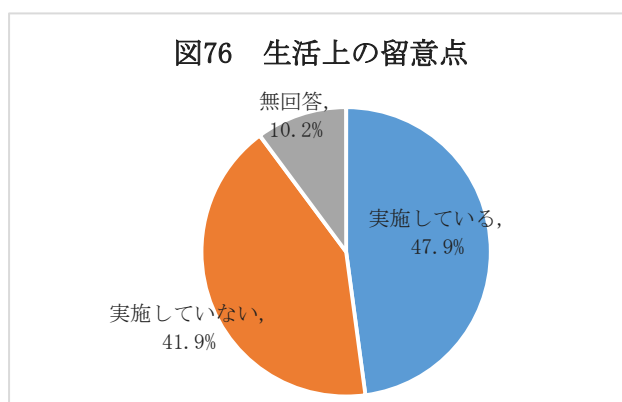
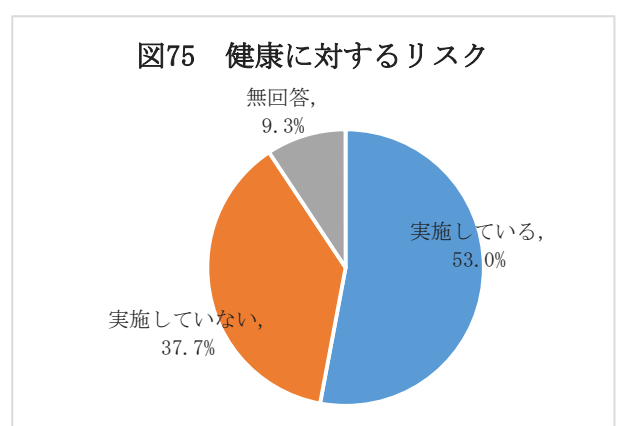
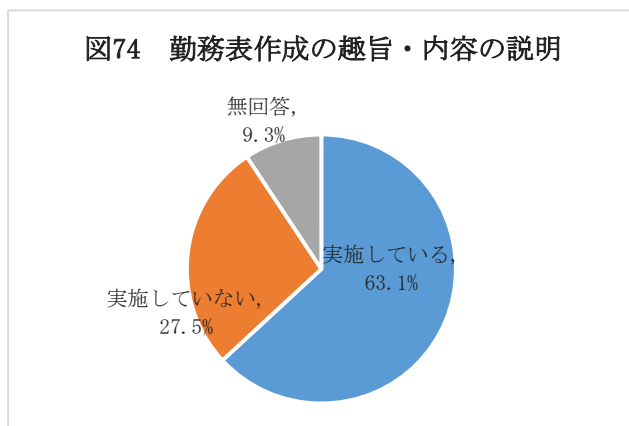
10) 夜勤・交代制勤務に関する支援や教育

(1) スタッフに対する支援や教育について

管理されている看護単位のスタッフに対する支援や教育が実施されているのは、「勤務表作成の趣旨・内容の説明」69.6%、「健康に対するリスク」58.4%、「生活上の留意点」53.3%、「安全な帰宅手段確保」48.0%であった。

表 66 夜勤・交代制勤務に関する支援や教育

		実施している	実施していない	無回答	合計
勤務表作成の趣旨 ・内容の説明	件数	298	130	44	472
	(%)	63.1%	27.5%	9.3%	100%
健康に対するリスク	件数	250	178	44	472
	(%)	53.0%	37.7%	9.3%	100%
生活上の留意点	件数	226	198	48	472
	(%)	47.9%	41.9%	10.2%	100%
安全な帰宅手段確保	件数	204	221	47	425
	(%)	43.2%	46.8%	10.0%	100%



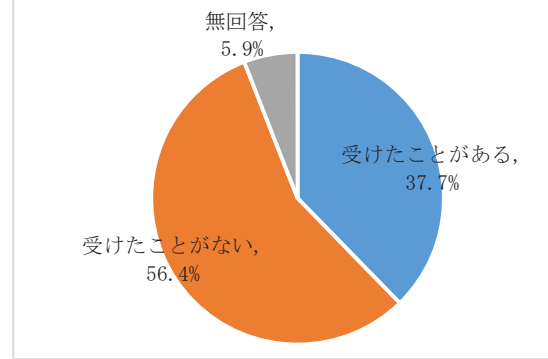
(2) 夜勤・交代制勤務のリスクに関する研修の受講の有無

夜勤・交代制勤務のリスクに関する研修を受けたことがあるかについては、「受けたことがない」59.9%、「受けたことがある」40.1%であった。

表 67 リスクに関する研修受講

	受講有	受講無	無回答	合計
件数	178	266	28	472
(%)	37.7%	56.4%	5.9%	100%

図78 リスクに関する研修受講



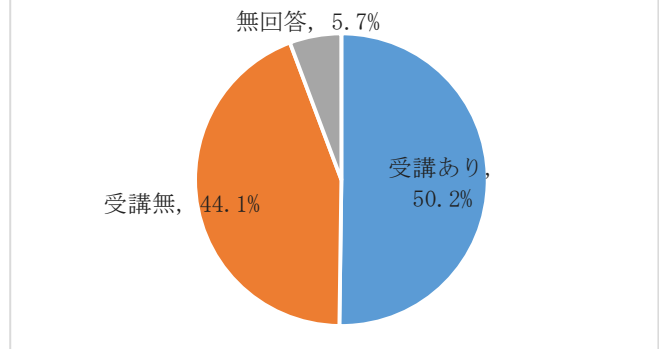
(3) 労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修の受講の有無

労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修を受講したことがあるかについては、「ある」が 50.2%、「なし」が 44.1%であった。

表 68 労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修受講

	受講有	受講無	無回答	合計
件数	237	208	27	472
(%)	50.2%	44.1%	5.7%	100%

図79 労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修受講

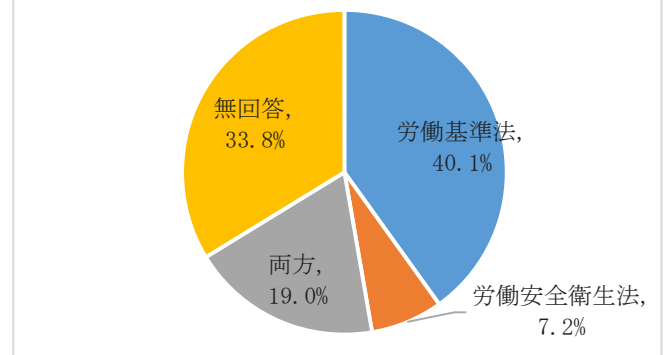


受講したことがある人のうち、「労働基準法」25.1%、「両方(労働基準法・労働安全衛生法)」11.4%、「労働安全衛生法」4.3%であった。

表 69 労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修受講 受講有

	受講有				合計
	労働基準法	労働安全衛生法	両方	無回答	
件数	95	17	45	80	237
(%)	40.1%	7.2%	19.0%	33.8%	100%

図80 労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修受講 受講有



(4)夜勤・交代制勤務により健康を害することがないようにしている取り組み

病院によるストレスチェックや健診を行う

夜勤を含む連続10日間の睡眠状態調査と、うつ症状の有無等のチェックを毎年行う

看護協会のガイドライン活用、または独自のガイドラインを作成する

ガイドラインの紹介、説明を行う

長日勤、PNS、12時間夜勤、エリア別ペア制などを導入し、夜勤者の業務負担減や精神的ストレス減を図る

負担が偏らない公正な勤務表を作成する

体調変化や日常生活の状況などを積極的に把握して、必要な対応に繋げる

夜勤の勤務状況を把握する

有給休暇、夏休み、リフレッシュ休暇、特別休暇などの利用を促進する

夜勤に従事する際の体調管理について指導する

勤務表作成基準を作成し、ルールに基づいて勤務表を作成する

あらかじめ業務量が増える状況が把握できる場合は、前もって対応策を考えて負担を減らす

勤務開始時に健康状態の確認をする

レストルームの設置（個室の仮眠室）、休憩室にマッサージ機を設置など、休憩室の環境整備を行う

まとめ

1. 夜勤交代制勤務の状況は、三交代制 40.5%、二交代制 44.1%、ミックス 13%で、前回 2013 年調査では三交代制 57.1%、二交代制 39.2%であった。日本看護協会が 2017 年に全国の病院を対象に実施した調査結果では、三交代制(変則を含む)は 22.0%であった。夜勤専従を取り入れているのは、三交代制では 27%、二交代制では 19%であった。
2. 三交代制勤務で勤務間インターバルが 11 時間以上確保されていないのが 52%あり、前回調査時は 60.2%だったので少し減少した。また、その回数は 1 ヶ月に 8 回以上が 69.2%であった。それは本人の希望が 49.6%であった。また、正循環の交代制周期にしているのは 37.7%であり、一部しているのが 44.4%であった。今まで取り組む割合が少なかった項目であるが、少しずつではあるが改善されてきている。これからも身体に負担が少ないとされている夜勤体制を取り入れることが課題である。
3. 2 交代制では、夜勤後の休息时间や勤務間インターバルは確保されている。しかし、夜勤の拘束時間が 16~20 時間が 61.6%あり、前回調査の 73.4%よりやや減少したが、長時間勤務への対応が必要である。
4. 夜勤手当は三交代制準夜勤手当で平均 4,641 円、深夜手当平均 5,765 円で、日本看護協会の調査結果、準夜勤手当 4,149 円、深夜勤務手当 5,066 円より高かった。二交代制では 10,903 円で日本看護協会調査結果 10,999 円とほぼ同額であった。
5. 夜勤免除または軽減の制度は 84.5%の施設で導入されており、その理由は 3 歳未満の育児がいちばん多く、健康上の問題がそれに続く。看護職員の能力不足も 15.6%である。
短時間勤務者の 55.3%が夜勤を全くしていない。
6. 夜勤への影響が大きいものは家族(配偶者)の理解と協力が一番多く、次いで回数であった。夜勤復帰に向けて定期的に話し合っているのは 12.7%であり、必要に応じて実施しているのが 55.3%で一番多かった。
7. 看護師長(所属長)が健康に対するリスクや生活上の留意点等、夜勤・交代制勤務への支援を実施しているのは約半数であった。支援するための研修受講者は 37.7%であり、それらを支える法律について学んだことあるのは 50.2%であった。

所属長 様

公益社団法人岡山県看護協会
社会経済福祉委員会

病院看護職の夜勤・交代制勤務等実態調査についてのお願い

時下、貴施設におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

日頃より、協会活動に付きましてはご理解ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、岡山県看護協会では今年度の重点事業のひとつとして、看護職の労働環境の整備の推進に取り組んでいます。看護職が健康で働き続けられるために、そして健康上の問題や子育て等のために夜勤免除されていた人たちが、夜勤に復帰できやすいように夜勤環境改善は重要な課題です。

そこで、今回、岡山県内の病院で夜勤・交代制勤務をされている部署の看護師長（又はそれと同等に役職）を対象に、勤務状況についての調査を企画いたしました。この調査は当協会9月の理事会で承認されて実施しております。

貴施設の看護師長の皆様に同封しました調査用紙を配布していただき、記入後は添付の封書に入れ封印して、施設でまとめて返送いただきますようお願いいたします。また、看護管理者の皆様には回収状況を把握するために調査用紙の配布状況も合わせてお知らせください。

なお、この調査は無記名であり、施設名や個人が特定されることはありません。また、データは厳重に管理し、統計的に処理し、集計・分析後は調査用紙を破棄いたします。

調査結果については報告書を作成し、看護協会ホームページ等で報告させていただきます。

記

- 1 調査対象 岡山県内の病院で夜勤・交代制勤務をしている部署の看護師長
(それと同等の役職)
- 2 調査用紙配布 看護管理者から調査対象者に説明とともに調査用紙と封筒を配布
- 3 返送 施設でまとめて同封の封筒に入れて返送
- 4 締 切 10月31日(金)

なお、調査用紙が不足するときは申し訳ありませんがコピーして配布していただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

(公社)岡山県看護協会 社会経済福祉委員会
担当：佐藤

700-0805 岡山市北区兵団4番31号
電話番号 086-226-3638
FAX 番号 086-226-1157

看護管理者の皆様へ

岡山県看護協会では、夜勤・交替制勤務について今後も継続して調査を実施していきます。そのときの基礎資料として下記についてお知らせください。

調査用紙回収時に同封していただくか、ファックスで送信をお願いします。

FAX 番号 086-226-1157

施設名：_____

夜勤・交替制勤務を実施している部署数 ()

夜勤・交替制勤務をしている看護職数 ()

今回調査(2018年10月)について

調査用紙配布数 ()

調査用紙回収数 ()

2018年 病院看護職の夜勤・交替制勤務等実態調査

岡山県看護協会は「看護職の労働環境整備の推進」を平成30年度重点事業のひとつとして取り組んでいます。そのなかでも、24時間看護を支える働き方改革、夜勤環境改善は夜勤可能な看護職員を確保するためにも重要な課題です。

そこで今回、2013年2月に公表された『看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン』の中の勤務編成の基準」11項目の実施状況等について2015年に引き続き再度調査を実施します。

実情を知ることによって勤務環境改善に取り組む具体的な方策検討の一助となることを期待しています。夜勤を含む交代制勤務を実施している部署の看護師長の皆様にご回答をお願いします。

調査は無記名でご記入いただき、同封の返信用封筒に入れて、施設でまとめてご返送をお願いいたします。ご返送の期限は 2018年10月31日（水）です

今回の査結果については、2018年度の報告書、看護協会ホームページ等で公表します。

この時、個人や施設が特定されるような公表はいたしません。アンケート用紙にご回答いただいた時点で本調査に同意していただいたものとみなします。

アンケートの回答時間は約20分です。看護師長の皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力をお願いいたします。

※該当する項目に○をつけ、() 内または 内には該当する数字または文字をご記入ください。

「看護職」とは保健師、助産師、看護師、准看護師です。看護助手・看護補助者等は含みません。

【問 1】ご自身の状況についてお伺いします。

1.年齢・性別

() 歳

1. 女性

2. 男性

2.経験年数・勤続年数

1)看護職としての経験年数(看護職として働いた通算の年月数 教員等の期間も含む)

() 年 () ヶ月 (2018年9月末現在)

2)現在の病院での勤続年数

() 年 () ヶ月 (2018年9月末現在)

3)現在の看護単位での看護師長歴

() 年 () ヶ月 (2018年9月末現在)

【問 2】ご自身が管理されている看護単位についてお伺いします。

1.看護単位の病床区分

1)一般病床

2)療養病床

3)地域包括病床

4)精神病床

5)感染症または結核病床

6)ICU・CCU等特殊診療(NICU等)

7)手術室

8)外来・その他診療(人工透析含む)

2.看護単位の病床数

病床数 () 床

3.看護単位の患者の受け入れ状況(小数点以下第1位までご記入ください)

(1)看護単位の1日当たりの平均在院患者数(2018年7月～9月)	人
(2)看護単位の平均在院日数(2018年7月～9月)	日
(3)看護単位の1ヶ月あたりの平均入院件数(2018年7月～9月)	件

【問 3】ご自身が管理されている看護単位の、9月15日の時点の看護職の状況についてお伺いします。

(産休、育休、休職、長期研修など稼働勤務実績のない職員は除いてご回答ください)

1.看護職の人数(非常勤は含む。看護助手、介護職等は含まない)

女性()人 男性()人

2.年齢

20代()人 30代()人 40代()人 50代()人
60代以上()人 平均()歳 ←小数点以下第1位まで

【問 4】ご自身が管理されている看護単位の夜勤・交代制勤務の状況についてお伺いします。

1.夜勤・交代制勤務の形態

- 1)三交代制(変則含む) 2)二交代制(変則含む)
3)三交代制と二交代制のミックス 4)その他

2.夜勤における勤務状況についてお答えください。

三交代制の場合は左側、二交代制の場合は右側、ミックスの場合は左右ともご記入ください。

三交代制(変則含む)	二交代制(変則含む)
1)夜勤の規定の拘束時間は (1)準夜勤 ①8時間30分未満 ②8時間30分～8時間45分未満 ③8時間45分～9時間未満 ④9時間以上 (2)深夜勤 ①8時間30分未満 ②8時間30分～8時間45分未満 ③8時間45分～9時間未満 ④9時間以上	1)夜勤の規定の拘束時間は (1)12時間～16時間未満 (2)16時間～20時間以下
2)夜勤の規定の休憩時間は (1)準夜勤 ①45～60分 ②61分以上 ③規定はない (2)深夜勤 ①45～60分 ②61～90分 ③91分以上 ④規定はない	2)夜勤の規定の休憩時間は(仮眠を含む) ①45～60分 ⑤ 規定はない ②61～90分 ③91～120分 ④121分以上
3)休憩時間は規定どおり取れていますか (1)準夜勤 ①取れている ②ほぼ取れている ③ほとんど取れてない ④取れていない (2)深夜勤 ①取れている ②ほぼ取れている ③ほとんど取れてない ④取れていない	3)休憩時間は規定どおり取れていますか ①取れている ②ほぼ取れている ③ほとんど取れてない ④取れていない
4)夜勤回数(9月) 最小回数()回 最大回数()回 平均回数()回	4)夜勤回数(9月) 最小回数()回 最大回数()回 平均回数()回
5)夜勤専従者の有無(9月) ①あり ②なし	5)夜勤専従者の有無(9月) ①あり ②なし
6)夜勤専従者の夜勤回数(9月) ()回	6)夜勤専従者の夜勤回数(9月) ()回
7)夜勤の連続回数 ①2連続(2回)までとしている ②2連続(2回)以上になることがある	7)夜勤の連続回数 ①2連続(2回)までとしている ②2連続(2回)以上になることがある

<p>8) 1回の夜勤後の休息</p> <p>①常に24時間以上の休息を確保している</p> <p>②おおむね24時間以上の休息を確保している</p> <p>③24時間以上の休息の確保が難しい</p>	<p>8) 1回の夜勤後の休息</p> <p>①常に24時間以上の休息を確保している</p> <p>②おおむね24時間以上の休息を確保している</p> <p>③24時間以上の休息の確保が難しい</p>
<p>9) 勤務と勤務の間隔</p> <p>①常に11時間以上空けている</p> <p>②11時間以下(日勤→深夜または準夜→日勤等)がある</p> <p>9月の回数()</p>	<p>9) 勤務と勤務の間隔</p> <p>①常に11時間以上空けている</p> <p>②11時間以下になることがある</p> <p>9月の回数()</p>
<p>10) 勤務と勤務の間隔が短い勤務(日勤→深夜等)について (ある場合のみ回答してください)(複数回答可)</p> <p>①本人が希望する</p> <p>②勤務割振りの都合</p> <p>③情報が把握しやすい等業務上の都合</p> <p>④その他</p>	<p>10) 仮眠の状況</p> <p>①仮眠はだいたいとれる</p> <p>②とれないことがたまにある</p> <p>③とれないことが多い</p> <p>④仮眠の時間は設けられていない</p>
<p>11) 正循環の交代周期にしていますか</p> <p>正循環とは、勤務開始が前日より遅い時刻となるシフト (例:日勤→準夜、深夜→日勤、準夜→休→深夜等)</p> <p>①している</p> <p>②一部している</p> <p>③していない</p> <p>④計画中である</p> <p>⑤その他()</p>	<p>11) 仮眠用の個室の有無</p> <p>①あり →(11)へ ②なし →【問5】へ</p> <p>12) 仮眠専用の個室は必要な数が確保されているか</p> <p>①確保されている ②確保されていない</p> <p>13) 仮眠専用の個室の設置場所</p> <p>①看護単位内、または隣接</p> <p>②看護単位から離れている</p> <p>14) 仮眠専用の個室にはベッドがあり、利用者ごとに 交換されるシーツ・掛布が用意されているか</p> <p>①用意されている ②用意されていない</p>

【問 5】ご自身が管理されている看護単位の勤務編成の基準についてお伺いします。

「師長裁量で対応」とは、病院の基準に追加した、あるいは病院に基準がないため、看護単位で独自に
もうけている対応を意味します。

	勤務編成基準の有無 (複数回答可)	内容 (左欄で1・3に回答した場合)
(1)1ヶ月あたり 夜勤時間数の上限 (夜勤専従を除く)	1. 病院に基準がある 2. 病院に基準がない 3. 師長裁量で対応している	上限()時間/1ヶ月
(2)1ヶ月あたり 夜勤回数の上限 (夜勤専従を除く)	1. 病院に基準がある 2. 病院に基準がない 3. 師長裁量で対応している	二交代制 上限()回/1ヶ月 三交代制 上限()回/1ヶ月
(3)夜勤の連続回数の上限(夜勤専従を除く)	1. 病院に基準がある 2. 病院に基準がない 3. 師長裁量で対応している	二交代制 上限()回 三交代制 上限()回
(4)前の勤務と次の勤務 との時間間隔	1. 病院に基準がある 2. 病院に基準がない 3. 師長裁量で対応している	二交代制 最低()時間あける 三交代制 最低()時間あける
(5)夜勤明け翌日を 休日とする	1. 病院に基準がある 2. 病院に基準がない 3. 師長裁量で対応している	
(6)連続勤務日数の上限	1. 病院に基準がある 2. 病院に基準がない 3. 師長裁量で対応している	上限()日

5) 夜勤免除又は軽減されている看護職員に対して、夜勤復帰について話し合いをしていますか。

- (1) 定期的に実施している (2) 必要に応じて実施している (3) ほとんどしていない
(4) 他人(看護管理者等)がしている (5) その他()

【問 8】夜間保育についてお伺いします。

1) 夜間保育がありますか

1. ある →2)へ 2. ない

2) 管理されている看護単位で夜間保育を利用している看護職員の人数

()人

【問 9】夜勤負担軽減につながる制度や取り組みがある場合は、具体的にその内容を記入して下さい。

【問 10】夜勤を一定回数以上した場合等に手当、賞与への反映等、何らかの報いがありますか。

- 1) ある (内容)
2) ない
3) 検討中

【問 11】夜勤を免除又は軽減されている人が夜勤可能にするのに、影響が大きいと思うものを、次の中から選んで下さい。(複数回答可)

- 1) 夜勤回数が少ない
- 2) 拘束時間が短い
- 3) 夜勤手当が高い
- 4) 夜勤の時間帯が選べる
- 5) 夜勤負担の程度に応じて、手当の増額や賞与への反映がある
- 6) 仮眠がとれる
- 7) 夜勤の配置人数が増える
- 8) 夜勤の通勤手段への援助がある
- 9) 夜間保育が利用できる
- 10) ベビーシッター費用の補助がある
- 11) 急な夜勤の休みも対応してくれる
- 12) 家族(配偶者)の理解・協力が得られる

【問 12】夜勤・交代制勤務に関する支援や教育についてお伺いします。

1) 以下の項目について、管理されている看護単位のスタッフに対する支援や教育をしていますか。

(1)夜勤・交代制勤務表作成の趣旨・内容の説明	1. 実施している	2. 実施していない
(2)夜勤・交代制勤務の健康に対するリスク	1. 実施している	2. 実施していない
(3)夜勤・交代制勤務に対応するための生活上の留意点	1. 実施している	2. 実施していない
(4)勤務終了後の安全な帰宅手段の確保	1. 実施している	2. 実施していない

2) ご自身が看護師長となられてから、夜勤・交代制勤務のリスクに関する研修を受けたことがありますか。

1. 受けたことがある 2. 受けたことがない

3) ご自身が看護師長となられてから、労働基準法・労働安全衛生法に関する教育・研修を受講されたことがありますか

1. ある (a. 労働基準法 b. 労働安全衛生法) 2. ない

4) 夜勤・交代制勤務により健康を害すことがないように、何か取り組みをされている場合はその内容を記入して下さい。

※質問は以上です。ご面倒ですが、最後にもう一度、記入漏れ等がないかをご確認下さい。

お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。

【調査・編集・発行】

公益社団法人 岡山県看護協会

社会経済福祉委員会

2019（令和元）年8月発行